

鹿児島県屋外広告物関係法令集



鹿 児 島 県
(令和7年11月作成)

目 次

屋外広告物法	1
鹿児島県屋外広告物条例及び鹿児島県屋外広告物条例施行規則	21
(規則別表第1) 禁止地域及び制限地域の適用区分	66
(規則別表第2) 屋外広告物に関する基準	
広告物及び掲出物件が備えるべき基本的な基準	67
広告物及び掲出物件の表示面積の合計に関する基準	67
禁止地域及び制限地域に係る規制の適用を除外する基準	68
禁止物件に係る規制の適用を除外する基準	68
許可を受けて禁止地域内に広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合における許可基準	69
制限地域における許可基準	70
(規則別表第3) 条例第6条第2項第9号の知事が指定する団体が設置する掲出物件の設置の基準	72
(規則別記様式) 屋外広告物関係様式	73
鹿児島県屋外広告物審議会規則	101
屋外広告物安全基準（案）	102
参考法令	
都市計画法（抄）	104
景観法（抄）	105
都市緑地法（抄）	107
生産緑地法（抄）	108
文化財保護法（抄）	108
鹿児島県文化財保護条例（抄）	109
森林法（抄）	109
都市公園法（抄）	110
社会資本整備重点計画法（抄）	110
社会資本整備重点計画法施行令（抄）	111

自然公園法（抄）	111
自然公園法施行規則（抄）	112
県立自然公園条例（抄）	112
都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（抄）	113
自然環境保全法（抄）	113
鹿児島県自然環境保全条例（抄）	114
道路法（抄）	115
道路法施行令（抄）	115
道路交通法（抄）	115
建築基準法（抄）	116
建築基準法施行令（抄）	116
公職選挙法（抄）	117
行政代執行法（抄）	118
刑法（抄）	118
軽犯罪法（抄）	118
鹿児島県事務処理の特例に関する条例（抄）	119
鹿児島県手数料徴収条例（抄）	120

屋外広告物法

屋外広告物法 昭和24年6月3日
法律第189号

改正 昭和25年 5月30日	法律第214号
〃 27年 4月 5日	〃 第 71号
〃 29年 5月29日	〃 第131号
〃 31年 6月12日	〃 第148号
〃 37年 9月15日	〃 第161号
〃 38年 5月24日	〃 第 92号
〃 39年 7月11日	〃 第169号
〃 43年 6月15日	〃 第101号
〃 45年 6月 1日	〃 第109号
〃 48年 9月17日	〃 第 81号
〃 50年 7月 1日	〃 第 49号
平成 4年 6月26日	〃 第 82号
〃 6年 6月29日	〃 第 49号
〃 11年 7月16日	〃 第 87号
〃 16年 5月28日	〃 第 61号
〃 16年 6月18日	〃 第111号
〃 17年 7月15日	〃 第 83号
〃 17年 7月26日	〃 第 87号
〃 20年 5月23日	〃 第 40号
〃 23年 6月 3日	〃 第 61号
〃 29年 5月12日	〃 第 26号
〃 30年 5月30日	〃 第 33号
令和 2年 6月10日	〃 第 43号
令和 4年 6月17日	〃 第 68号

第1章 総則 (第1条・第2条)

第2章 広告物等の制限 (第3条—第6条)

第3章 監督 (第7条・第8条)

第4章 屋外広告業

第1節 屋外広告業の登録等 (第9条—第11条)

第2節 登録試験機関 (第12条—第25条)

第5章 雜則 (第26条—第29条)

第6章 罰則 (第30条—第34条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに廣告塔、廣告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物（以下「廣告物」という。）の表示又は廣告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を行う営業をいう。

第2章 広告物等の制限

(廣告物の表示等の禁止)

第3条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、廣告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区
- (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第143条第2項に規定する条例の規定により市町村が定める地域
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域
- (4) 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するため必要があるものとして当該都道府県が指定するもの
- (5) 公園、緑地、古墳又は墓地
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所

2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

- (1) 橋りよう
- (2) 街路樹及び路傍樹
- (3) 銅像及び記念碑
- (4) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第 28 条第 1 項の規定により指定された景観重要樹木
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件

3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

（広告物の表示等の制限）

第4条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないことその他必要な制限をすることができる。

（広告物の表示の方法等の基準）

第5条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物（第3条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。）の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件（同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。）の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

（景観計画との関係）

第6条 景観法第 8 条第 1 項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体（同法第 7 条第 1 項の景観行政団体をいう。以下同じ。）の前 3 条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

第3章 監督

(違反に対する措置)

第7条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第3条から第5条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条から第6条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。

4 都道府県知事は、第3条から第5条までの規定に基づく条例（以下この項において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第一号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

(1) 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

(2) 管理されずに放置されていることが明らかなとき。

(除却した広告物等の保管、売却又は廃棄)

第8条 都道府県知事は、前条第2項又は第4項の規定により広告物又は掲出物件を除却し、又は除却させたときは、当該広告物又は掲出物件を保管しなければならない。ただし、除却し、又は除却させた広告物がはり紙である場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定により広告物又は掲出物件を保管したときは、当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該広告物又は掲出物件を返還するため、条例で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により保管した広告物若しくは掲出物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物若しくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物若しくは掲出物件を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該広告物若しくは掲出物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

(1) 前条第4項の規定により除却された広告物 2日以上で条例で定める期間

(2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月以上で条例で定める期間

(3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間以上で条例で定める期間

4 都道府県知事は、前項に規定する広告物又は掲出物件の価額が著しく低い場合において、同項の規定による広告物又は掲出物件の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該広告物又は掲出物件を廃棄することができる。

5 第3項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

6 前条第2項及び第4項並びに第1項から第3項までに規定する広告物又は掲出物件の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき広告物又は掲出物件の所有者等（前条第2項に規定する措置を命ずべき者を含む。）に負担させることができる。

7 第2項の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第1項の規定により保管した広告物又は掲出物件（第3項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該広告物又は掲出物件の所有権は、当該広告物又は掲出物件を保管する都道府県に帰属する。

第4章 屋外広告業

第1節 屋外広告業の登録等

(屋外広告業の登録)

第9条 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域内において屋外広告業を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければならないものとすることができる。

第10条 都道府県は、前条の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 登録の有効期間に関する事項
- (2) 登録の要件に関する事項
- (3) 業務主任者の選任に関する事項
- (4) 登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項
- (5) その他登録制度に関し必要な事項

2 前条の条例は、前項第1号から第4号までに掲げる事項について、次に掲げる基準に従つて定めなければならない。

- (1) 前項第1号に規定する登録の有効期間は、5年であること。
- (2) 前項第2号に掲げる登録の要件に関する事項は、登録を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならないものとすること。
 - イ 当該条例の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者
 - ロ 屋外広告業を営む法人が当該条例の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しない者
 - ハ 当該条例の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - ニ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
 - ホ 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからニまで又はへのいずれかに該当するもの
 - ヘ 法人でその役員のうちにイからニまでのいずれかに該当する者があるもの
 - ト 業務主任者を選任していない者
- (3) 前項第3号に掲げる業務主任者の選任に関する事項は、登録を受けようとする者にあつては営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者となるべき者を選任するものとし、登録を受けた者にあつては当該業務主任者に広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定

の遵守その他当該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務を行わせるものとすること。

イ 国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

ロ 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として都道府県の行う講習会の課程を修了した者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識を有するものとして条例で定める者

(4) 前項第4号の登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項は、登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとすること。

イ 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。

ロ 第2号ロ又はニからトまでのいずれかに該当することとなつたとき。

ハ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第11条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

第2節 登録試験機関

(登録)

第12条 第10条第2項第3号イの規定による登録は、同号イの試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第13条 次の各号のいずれかに該当する法人は、第10条第2項第3号イの規定による登録を受けることができない。

- (1) この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者であること。
- (2) 第25条第1項又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であること。
- (3) その役員のうちに、第1号に該当する者があること。

(登録の基準)

第14条 国土交通大臣は、第12条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、第10条第2項第3号イの規定による登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

- (1) 試験を別表の上欄に掲げる科目について行い、当該科目についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験委員が問題の作成及び採点を行うものであること。
- (2) 試験の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。
 - イ 試験事務について専任の管理者を置くこと。
 - ロ 試験事務の管理（試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。）に関する文書が作成されていること。
 - ハ ロの文書に記載されたところに従い試験事務の管理を行う専任の部門を置くこと。
- (3) 債務超過の状態ないこと。

(登録の公示等)

第15条 国土交通大臣は、第10条第2項第3号イの規定による登録をしたときは、当該登録を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該登録をした日を公示しなければならない。

2 登録試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第16条 登録試験機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(試験委員の選任及び解任)

第17条 登録試験機関は、第14条第1号の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(秘密保持義務等)

第18条 登録試験機関の役員若しくは職員（前条の試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 試験事務に従事する登録試験機関の役員及び職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

第19条 登録試験機関は、国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 國土交通大臣は、前項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、登録試験機関に対して、これを変更すべきことを命ずることができる。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第20条 登録試験機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第33条において「財務諸表等」という。)を作成し、5年間登録試験機関の事務所に備えて置かなければならない。

2 試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号又は第4号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。

- (1) 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(帳簿の備付け等)

第21条 登録試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(適合命令)

第22条 國土交通大臣は、登録試験機関が第14条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第23条 国土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対して、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(試験事務の休廃止)

第24条 登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の取消し等)

第25条 国土交通大臣は、登録試験機関が第13条第1号又は第3号に該当するに至つたときは、当該登録試験機関の登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録試験機関に対して、その登録を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 第15条第2項、第16条、第17条、第20条第1項、第21条又は前条第1項の規定に違反したとき。
- (2) 正当な理由がないのに第20条第2項各号の規定による請求を拒んだとき。
- (3) 第19条第1項の規定による認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。
- (4) 第19条第2項又は第22条の規定による命令に違反したとき。
- (5) 不正な手段により第10条第2項第3号イの規定による登録を受けたとき。

3 国土交通大臣は、前2項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第5章 雜則

(特別区の特例)

第26条 この法律中都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、特別区においては、政令で定めるところにより特別区の長が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、特別区の長に関する規定として特別区の長に適用があるものとする。

(大都市等の特例)

第27条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(景観行政団体である市町村の特例等)

第28条 都道府県は、地方自治法第252条の17の2の規定によるもののほか、第3条から第5条まで、第7条又は第8条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第7条第1項に規定する認定市町村である市町村又は都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第1項に規定する都市再生整備計画に同条第2項第5号に掲げる事項を記載した市町村（いずれも指定都市及び中核市を除く。）が処理することとができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

(適用上の注意)

第29条 この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用に当たつては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第6章 罰則

第30条 第18条第1項の規定に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第31条 第25条第2項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第32条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第21条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- (2) 第23条第1項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (3) 第24条第1項の規定による許可を受けないで、試験事務の全部を廃止したとき。

第33条 第20条第1項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第2項各号の規定による請求を拒んだ者は、20万円以下の過料に処する。

第34条 第3条から第5条まで及び第7条第1項の規定に基づく条例には、罰金又は過料のみを科する規定を設けることができる。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して90日を経過した日から施行する。
- 2 広告物取締法（明治44年法律第70号）は、廃止する。
- 3 この法律施行前にした広告物取締法に違反する行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

附 則（昭和25年5月30日法律第214号）抄

（施行期日）

第1条 この法律施行の期日は、公布の日から起算して3箇月をこえない期間内において、政令で定める。

附 則（昭和27年4月5日法律第71号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和29年5月29日法律第131号）抄

- 1 この法律は、昭和29年7月1日から施行する。

附 則 (昭和 31 年 6 月 12 日法律第 148 号)

- 1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和 31 年法律第 147 号）の施行の日から施行する。
- 2 この法律の施行の際海区漁業調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への引継に關し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法の一部を改正する法律（昭和 31 年法律第 147 号）附則第 4 項及び第 9 項から第 15 項までに定めるところによる。

附 則 (昭和 37 年 9 月 15 日法律第 161 号) 抄

- 1 この法律は、昭和 37 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 38 年 5 月 24 日法律第 92 号)

この法律は、公布の日から起算して 90 日を経過した日から施行する。

附 則 (昭和 39 年 7 月 11 日法律第 169 号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 43 年 6 月 15 日法律第 101 号) 抄

この法律（第 1 条を除く。）は、新法の施行の日から施行する。

附 則 (昭和 45 年 6 月 1 日法律第 109 号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して 1 年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和 48 年 9 月 17 日法律第 81 号)

この法律は、公布の日から起算して 90 日を経過した日から施行する。

附 則 (昭和 50 年 7 月 1 日法律第 49 号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して 3 箇月を経過した日から施行する。

附 則 (平成 4 年 6 月 26 日法律第 82 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(用途地域に関する経過措置)

第 2 条 この法律の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の都市計画法（以下「旧都市計画法」という。）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域に関する都市計画が定められている都市計画区域について、建設大臣、都道府県知事又は市町村が第 1 条の規定による改正後の都市計画法（以下「新都市計画法」という。）第 2 章の規定により行う用途地域に関する都市計画の決定及びその告示は、この法律の施行の日から起算して 3 年以内にしなければならない。

第 3 条 この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、この法律の施行の日から起算して 3 年を経過する日（その日前に新都市計画法第 2 章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第 20 条第 1 項（同法第 22 条第 1 項において読み替える場合を含む。）の規定による告示があった日。次条、附則第 5 条及び附則第 18 条において同じ。）までの間は、旧都市計画法第 8 条、第 9 条、第 12 条の 6 第 1 項並びに第 13 条第 1 項第 5 号及び第 9 号の規定は、なおその効力を有する。

(屋外広告物法等の一部改正に伴う経過措置)

第 18 条 この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、この法律の施行の日から起算して 3 年を経過する日までの間は、この法律による改正前の次に掲げる法律の規定は、なおその効力を有する。

(1) 屋外広告物法

附 則 (平成 6 年 6 月 29 日法律第 49 号) 抄

(施行期日)

1 この法律中、第 1 章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 48 号）中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 編第 12 章の改正規定の施行の日から、第 2 章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第 3 編第 3 章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 87 号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中地方自治法第250条の次に5条、節名並びに2款及び款名を加える改正規定（同法第250条の9第1項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第40条中自然公園法附則第9項及び第10項の改正規定（同法附則第10項に係る部分に限る。）、第244条の規定（農業改良助長法第14条の3の改正規定に係る部分を除く。）並びに第472条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第6条、第8条及び第17条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第7条、第10条、第12条、第59条ただし書、第60条第4項及び第5項、第73条、第77条、第157条第4項から第6項まで、第160条、第163条、第164条並びに第202条の規定公布の日

（国等の事務）

第159条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第161条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第160条 この法律（附則第1条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第163条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第2条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第161条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第163条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第164条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第250条 新地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第251条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　(平成16年5月28日法律第61号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成17年4月1日から施行する。

附　則　(平成16年6月18日法律第111号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、景観法（平成16年法律第110号）の施行の日から施行する。ただし、第1

条中都市計画法第8条、第9条、第12条の5及び第13条の改正規定、第3条、第5条、第7条から第10条まで、第12条、第16条中都市緑地法第35条の改正規定、第17条、第18条、次条並びに附則第4条、第5条及び第7条の規定は、景観法附則ただし書に規定する日から施行する。

(屋外広告物法の一部改正に伴う経過措置)

第3条 この法律の施行前に第4条の規定による改正前の屋外広告物法（以下「旧屋外広告物法」という。）第7条第1項の規定により命ぜられた措置については、第4条の規定による改正後の屋外広告物法（以下「新屋外広告物法」という。）第7条第1項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧屋外広告物法第8条及び第9条の規定に基づく条例（以下この条において「旧条例」という。）を定めている都道府県（旧屋外広告物法第13条の規定によりその事務を処理する地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市を含む。）が、新屋外広告物法第9条の規定に基づく条例（以下この条において「新条例」という。）を定め、これを施行するまでの間は、旧屋外広告物法第8条、第9条及び第14条（第9条第2項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

3 新条例には、新条例の施行の際現に屋外広告業を営んでいる者（新条例の施行の日の前日まで旧条例が適用される場合にあっては、新条例の施行の際現に旧条例の規定に基づき届出をして屋外広告業を営んでいる者）については、新条例の施行の日から6月以上で条例で定める期間（当該期間内に新条例の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間）は、新条例の規定にかかわらず、登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる旨を定めなければならない。この場合においては、併せて、その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする旨を定めなければならない。

4 新条例には、新条例の施行の際現に旧屋外広告物法第9条第1項に規定する講習会修了者等である者について、新条例に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす旨を定めなければならない。

5 この法律の施行前に国土交通大臣が定める試験に合格した者は、新屋外広告物法第10条第2項第3号イの試験に合格した者とみなす。

第4条 この法律の施行の際現に旧都市計画法第8条第1項第6号の規定により定められている美観地区（附則第2条第1項前段に規定する美観地区を除く。）についての第5条の規定による改正後の屋外広告物法第3条第1項第1号の規定の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成16年6月18日法律第112号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成17年7月15日法律第83号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。

(助教授の在職に関する経過措置)

第2条 次に掲げる法律の規定の適用については、この法律の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

1～4まで略

5 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）別表

○会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17法律87）抄

(罰則に関する経過措置)

第527条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第528条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成17年7月26日法律第87号) 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成20年5月23日法律第40号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成23年6月3日法律第61号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成29年5月12日法律第26号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第25条の規定 公布の日

(2) 第1条中都市緑地法第4条、第34条、第35条及び第37条の改正規定、第2条中都市公園法第3条第2項の改正規定及び同条の次に1条を加える改正規定、第4条中生産緑地法第3条に1項を加える改正規定、同法第8条に1項を加える改正規定、同法第10条の改正規定、同条の次に5条を加える改正規定及び同法第11条の改正規定並びに第5条及び第6条の規定並びに次条第1項及び第2項並びに附則第3条第2項、第6条、第7条、第10条、第13条、第14条、第18条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第31条第5項第1号の改正規定に限る。）、第19条、第20条、第22条及び第23条（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第15条の改正規定に限る。）の規定
公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

第25条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成30年5月30日法律第33号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1～3まで略

4 第3条中特許法第107条第3項の改正規定、第109条の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に1条を加える改正規定、第112条第1項及び第6項の改正規定、第195条第6項の改正規定並びに第195条の2の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に1

条を加える改正規定並びに第6条及び第7条の規定並びに附則第11条、第15条、第23条及び第25条から第32条までの規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和2年6月10日法律第43号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和4年6月17日法律第68号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第509条の規定 公布の日

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4法律68号)抄

(経過措置の政令への委任)

第509条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

別表(第14条関係)

科 目	試 験 委 員
1 この法律、この法律に基づく条例その他関係法令に関する科目	1 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(以下「大学」という。)において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 2 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
2 広告物の形状、色彩及び意匠に関する科目	1 大学において美術若しくはデザインを担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 2 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
3 広告物及び掲出物件の設計及び施工に関する科目	1 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 2 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

鹿児島県屋外広告物条例及び 鹿児島県屋外広告物条例施行規則

平成6年6月に地方自治法の一部が改正され、中核市の制度が新たに設けられました。（地方自治法第252条の22～第252条の26）

本県においては、鹿児島市が平成7年12月に指定され、同市が平成8年4月から中核市へ移行したことに伴い、屋外広告物行政は、条例制定権を含め全ての権限が鹿児島市へ移譲されました。

平成16年6月には、いわゆる「景観緑三法」が制定されました。

その中で、良好な景観形成に重要な役割を担う屋外広告物法も大幅な改正が行われ、景観行政団体である普通市町村への条例制定事務の移譲手続き等が規定されました。

これに基づき、景観行政団体である指宿市が平成19年10月から自ら制定した指宿市屋外広告物条例（屋外広告物の表示等の禁止、制限、方法等の基準、違反に対する措置、除去した屋外広告物の保管、売却又は廃棄）の規定に基づき屋外広告物の規制・誘導を行っています。

この法令集は、本県の区域で適用される鹿児島県屋外広告物条例及び同条例施行規則等を掲載しています。

（鹿児島市、指宿市（屋外広告業に係る規制を除く。）の区域を除く。）

沿革	
鹿児島県屋外広告物条例 (昭和39年10月5日 条例第83号)	鹿児島県屋外広告物条例施行規則 (昭和39年12月21日 規則第144号)
改正 昭和44年 7月 1日 条例第 22号 〃 47年 9月 8日 〃 第 37号 〃 49年 3月 29日 〃 第 16号 〃 51年 3月 26日 〃 第 13号 〃 57年 3月 26日 〃 第 20号 〃 60年 3月 29日 〃 第 28号 〃 60年10月11日 〃 第 41号 平成 2年 3月 28日 〃 第 15号 〃 4年 3月 27日 〃 第 40号 〃 8年 3月 27日 〃 第 24号 〃 11年 3月 26日 〃 第 24号 〃 12年 3月 28日 〃 第 72号 〃 12年12月26日 〃 第114号 〃 13年 7月 6日 〃 第 45号 〃 15年 3月 25日 〃 第 5号 〃 15年 3月 25日 〃 第 10号 〃 15年10月14日 〃 第 47号 〃 16年12月24日 〃 第 69号 〃 17年 3月 29日 〃 第 74号 〃 17年12月26日 〃 第106号 〃 19年 7月 6日 〃 第 42号 〃 20年 3月 28日 〃 第 25号 〃 22年 3月 26日 〃 第 18号 〃 22年 6月 25日 〃 第 35号 〃 24年 3月 27日 〃 第 26号 〃 25年 3月 29日 〃 第 45号 〃 30年12月25日 〃 第 47号 令和 6年12月24日 〃 第 50号	改正 昭和42年 4月 28日 規則第 44号 〃 44年 2月 28日 〃 第 13号 〃 46年 3月 22日 〃 第 27号 〃 47年11月13日 〃 第109号 〃 48年 6月 30日 〃 第 53号 〃 49年 3月 30日 〃 第 16号 〃 49年 7月 22日 〃 第 52号 〃 52年 3月 14日 〃 第 5号 〃 58年10月26日 〃 第 79号 〃 62年 4月 1日 〃 第 36号 平成 2年10月19日 〃 第 47号 〃 4年 3月 27日 〃 第 15号 〃 5年 3月 31日 〃 第 30号 〃 6年 3月 30日 〃 第 19号 〃 7年 3月 20日 〃 第 6号 〃 8年 3月 27日 〃 第 16号 〃 11年 5月 18日 〃 第 53号 〃 12年 6月 23日 〃 第141号 〃 13年 9月 28日 〃 第 59号 〃 14年10月 1日 〃 第 61号 〃 15年 3月 25日 〃 第 17号 〃 16年 2月 17日 〃 第 8号 〃 16年10月29日 〃 第 80号 〃 16年12月24日 〃 第 89号 〃 17年 3月 18日 〃 第 26号 〃 17年 3月 31日 〃 第 83号 〃 17年 7月 1日 〃 第 95号 〃 17年 9月 26日 〃 第107号 〃 17年11月 7日 〃 第116号 〃 18年 1月 1日 〃 第 1号 〃 18年 1月 6日 〃 第 2号 〃 18年 3月 24日 〃 第 26号 〃 19年 3月 2日 〃 第 4号 〃 19年 3月 30日 〃 第 43号 〃 19年 9月 28日 〃 第 65号 〃 20年 3月 28日 〃 第 22号 〃 20年 5月 23日 〃 第 57号 〃 20年10月 3日 〃 第 80号 〃 20年11月18日 〃 第 92号 〃 21年 5月 15日 〃 第 34号 〃 22年 3月 12日 〃 第 6号 〃 23年 6月 21日 〃 第 37号 〃 24年 3月 30日 〃 第 35号 〃 25年 3月 29日 〃 第 23号 〃 28年 3月 29日 〃 第 21号 〃 30年12月25日 〃 第 43号 令和 3年 3月 30日 〃 第 18号 〃 3年 3月 30日 〃 第 28号 〃 7年 11月 28日 〃 第 73号

※ 次頁から、左頁が「鹿児島県屋外広告物条例」、右頁が「鹿児島県屋外広告物条例施行規則」になっています。

鹿児島県屋外広告物条例	参考
(目的) 第1条 この条例は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)の規定に基づき、屋外広告物(以下「広告物」という。)及び屋外広告業について必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。	⇒法第1条 (P2)
(広告物の在り方) 第2条 広告物又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)は、良好な景観の形成若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。	
(禁止地域等) 第3条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区及び特別緑地保全地区並びに同法第41条第1項の規定により知事が建築物の建蔽率に関する制限を定めた区域(これらの地域のうち、知事が指定する区域を除く。) (1)の2 景観法(平成16年法律第110号)第74条第1項の規定により指定された準景観地区であつて、同法第75条第1項に規定する条例により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域 (1)の3 景観法第76条第3項の地区計画等形態意匠条例(第5条第1項第2号の3において「地区計画等形態意匠条例」という。)により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域 (2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及びその敷地並びに当該敷地の周囲5メートル以内の地域、同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域並びに同法第143条第1項又は第2項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区 (3) 鹿児島県文化財保護条例(昭和30年鹿児島県条例第48号)第4条又は第25条の規定により指定された建造物及びその敷地並びに同条例第30条の規定により指定された史跡名勝並びにこれらの周囲で知事が指定する範囲内にある地域 (4) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため指定された保安林のある地域 (5) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園の区域及び社会资本整備重点計画法施行令(平成15年政令第162号)第2条第2号に規定する公園又は緑地の区域 (6) 前号に掲げる公園又は緑地の区域以外の公園又は緑地の区域で、知事が指定するもの (7) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項の規定により指定された国立公園及び国定公園の区域内の特別地域 (8) 県立自然公園条例(昭和33年鹿児島県条例第27号)第18条第1項の規定により指定された県立自然公園の区域内の特別地域	⇒法第3条 (P2) ※禁止地域の区分→規則第2条の3 ⇒都市計画法 (P104) ⇒都市緑地法 (P107) 「知事が指定する区域」→規則第2条 ⇒景観法 (P105) 「知事が指定する区域」→指定なし 「知事が指定する区域」→指定なし ⇒文化財保護法 (P108) ⇒鹿児島県文化財保護条例 (P109) 「知事が指定する範囲」→規則第2条の2第1項 ⇒森林法 (P109) ⇒都市公園法 (P110) ⇒社会资本整備重点計画法施行令 (P111) 「知事が指定する区域」→規則第2条の2第2項 ⇒自然公園法 (P111) ⇒県立自然公園条例 (P112)

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鹿児島県屋外広告物条例(昭和39年鹿児島県条例第83号。以下「条例」という。)の規定により、規則に委任された事項及び条例の実施に関する必要な事項を定めるものとする。</p>	
<p>(禁止地域から除外する区域)</p> <p>第2条 条例第3条第1号の知事が指定する区域は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域のうち、一般国道及び県道の区域並びに一般国道及び県道の路端から両側20メートル以内の区域とする。</p>	
<p>(禁止地域)</p> <p>第2条の2 条例第3条第3号の知事が指定する範囲は、同号に定める建造物の敷地及び史跡名勝の周囲5メートル以内の範囲とする。</p> <p>2 条例第3条第6号の知事が指定する区域は、次に掲げる区域とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 鹿児島県奄美パークの区域 (2) 鹿児島県上野原縄文の森の区域(条例第3条第2号に該当する地域を除く。) 	

鹿児島県屋外広告物条例	参考
(9) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和37年法律第142号)第2条第1項の規定により指定された保存樹林のある地域	⇒都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(P113)
(10) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第3章及び第4章の規定により指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域	⇒自然環境保全法 (P113)
(11) 鹿児島県自然環境保全条例(昭和48年鹿児島県条例第23号)第3章の規定により指定された県自然環境保全地域	⇒鹿児島県自然環境保全条例 (P114)
(12) 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間並びに道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)及び鉄道等(鉄道、軌道及び索道をいう。以下同じ。)で知事が指定する区間	「知事が指定する区間」→指定なし
(13) 道路及び鉄道等に接続する地域(第5条第1項第2号に該当するものを除く。)で、知事が指定する区域	「知事が指定する区域」→規則第2条の2第3項

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参考
<p>3 条例第3条第13号の知事が指定する区域は、次に掲げる区域とする。</p> <p>(1) 鹿児島本線、日豊本線、指宿枕崎線、肥薩線、吉都線、日南線、肥薩おれんじ鉄道線及び九州新幹線に接続する地域でこれらの鉄道の路端から両側100メートル以内の区域</p> <p>(2) 一般国道10号のうち霧島市隼人町野久美田669番7号地先から霧島市道丸岡鳴瀬戸線との交点まで及び姶良市脇元字尾崎2024番12号地先から姶良市と鹿児島市との境界までの区間に接続する地域で、同国道の路端から両側100メートル以内の区域</p> <p>(3) 一般国道220号のうち宮崎県との境界から志布志市道夏井1号線との交点まで、鹿屋市立花岡中学校正門前から同市立古江小学校付近の同市古江町643番8号地先まで及び垂水市海潟1711番1号地先から霧島市道亀割牧之原線との交点までの区間に接続する地域で、同国道の路端から両側100メートル以内の区域</p> <p>(4) 一般国道223号のうち宮崎県との境界から霧島市隼人町西光寺字釜迫の新川1号橋までの区間に接続する地域で、同国道の路端から両側100メートル以内の区域</p> <p>(5) 削除</p> <p>(6) 一般国道226号のうち南さつま市笠沙町片浦字福戸山鼻16520番10号地先から同市坊津町坊字本フロノ尻4031番1号地先まで、指宿市開聞十町字筒ノ尻4840番3号地先から県道川尻浦山川線との交点まで及び指宿市岩本字旧城山2700番口地先から指宿市と鹿児島市との境界までの区間に接続する地域で、同国道の路端から両側100メートル以内の区域</p> <p>(7) 県道川尻浦山川線の全区間に接続する地域で、同県道の路端から両側100メートル以内の区域</p> <p>(8) 県道岩本開聞線のうち指宿市池田字古川迫4985番2号地先から指宿市道入野仙田線との交点までの区間に接続する地域で、同県道の路端から両側100メートル以内の区域</p> <p>(9) 県道霧島公園小林線、県道小林えびの高原牧園線及び県道霧島公園線の全区間に接続する地域で、これらの県道の路端から両側100メートル以内の区域</p> <p>(10) 県道国分霧島線のうち県道犬飼霧島神宮停車場線との交点から終点までの区間に接続する地域で、県道国分霧島線の路端から両側100メートル以内の区域</p> <p>(11) 一般国道448号のうち一般国道269号との交点から県道内之浦佐多線との交点まで及び肝付町波見字浦1538番地先から同町波見字堀内2417番口地先までの区間に接続する地域で、一般国道448号の路端から両側100メートル以内の区域</p> <p>(12) 削除</p> <p>(13) 県道長崎鼻公園開聞線の全区間に接続する地域で、同県道の路端から両側100メートル以内の区域</p> <p>(14) 県道指宿鹿児島インター線のうち指宿市及び南九州市に属する区間に接続する地域で、同県道の路端から両側100メートル以内の区域</p> <p>(15) 一般国道269号のうち鹿屋市の高須大橋から南大隅町佐多伊座敷4051番地先までの区間に接続する地域で、同国道の路端から両側100メートル以内の区域</p>	

鹿児島県屋外広告物条例	参考
(14) 河川, 湖沼, 溪谷, 海浜, 高原, 山岳及びこれらの付近の地域で, 知事が指定する区域 (15) 港湾, 漁港, 空港, 駅前広場及びこれらの付近の地域で, 知事が指定する区域 (16) 官公署, 学校, 図書館, 公会堂, 公民館, 博物館, 美術館, 体育館, 国立又は公立の病院及び公衆便所の建物並びにこれらの敷地 (17) 古墳及び墓地 (18) 社寺, 教会及び火葬場の建物並びにこれらの境域	「知事が指定する区域」→規則第2条の2第4項 「知事が指定する区域」→規則第2条の2第5項

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参考
<p>(16) 県道隼人加治木線の全区間に接続する地域で、同県道の路端から両側 100 メートル以内の区域</p> <p>(17) 県道鹿屋吾平佐多線のうち鹿屋市道古江東 1 号線との交点から鹿屋市道高須線との交点までの区間に接続する地域で、同県道の路端から両側 100 メートル以内の区域</p> <p>(18) 一般国道 504 号のうち一般国道 223 号との交点(霧島市隼人町東郷字川原田 1143 番 1 地先)から県道隼人加治木線との交点(霧島市溝辺町麓字請口 70 番地先)までの区間に接続する地域で、一般国道 504 号の路端から両側 100 メートル以内の区域</p> <p>(19) 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間に接続する地域で、これらの道路の路端から両側 500 メートル以内の区域</p> <p>(20) 一般国道 389 号のうち黒之瀬戸大橋から蔵之元港までの区間に接続する地域で、同国道の路端から両側 100 メートル以内の区域</p> <p>(21) 霧島市道牧園中央線の全区間に接続する地域で、同市道の路端から両側 100 メートル以内の区域</p> <p>(22) 霧島市道牧場横瀬線のうち一般国道 223 号との交点から霧島ゴルフクラブ入口までの区間に接続する地域で、同市道の路端から両側 100 メートル以内の区域</p> <p>(23) 県道東方池田線のうち指宿市池田字荷床 2324 番 4 地先から終点までの区間に接続する地域で、同県道の路端から両側 100 メートル以内の区域</p> <p>(24) 県道吹上浜公園線の全区間に接続する地域で、同県道の路端から両側 100 メートル以内の区域</p> <p>(25) 南さつま市道網揚 1 号線のうち南さつま市加世田高橋字一本松 2755 番 1 地先から同市加世田高橋字船場 1936 番 2 地先までの区間に接続する地域で、同市道の路端から両側 100 メートル以内の区域</p> <p>(26) 県道龍郷奄美空港線の全区間に接続する地域で、同県道の路端から両側 100 メートル以内の区域</p> <p>(27) 県道鹿児島加世田線のうち日置市及び南さつま市に属する区間に接続する地域で、同県道の路端から両側 100 メートル以内の区域</p> <p>4 条例第 3 条第 14 号の知事が指定する区域は、次に掲げる区域とする。</p> <p>(1) 大隅湖及びその湖畔から 200 メートル以内の区域</p> <p>(2) 千貫平自然公園及びその区域に接続する 500 メートル以内の区域</p> <p>5 条例第 3 条第 15 号の知事が指定する区域は、次に掲げる区域とする。</p> <p>(1) 鹿児島空港及びその区域に接続する 500 メートル以内の区域並びにその他の空港及びその区域に接続する 100 メートル以内の区域</p> <p>(2) 港湾管理者が所有し、又は管理する港湾施設及び港湾用地の区域</p> <p>(3) 漁港管理者が所有し、又は管理する漁港施設及び漁港用地の区域</p> <p>(4) 駅前広場の区域</p> <p>(禁止地域の区分)</p> <p>第 2 条の 3 禁止地域は、これを第 1 種禁止地域、第 2 種禁止地域及び第 3 種禁止地域に区分するものとし、各禁止地域に属する地域又は場所は、別表第 1 のとおりとする。</p>	⇒別表第 1 (P 66)

鹿児島県屋外広告物条例	参考
(禁止物件)	
第4条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 (1) 橋りよう、トンネル、高架構造物及び分離帯 (2) 石垣、擁壁その他これらに類するもの (3) 街路樹、路傍樹及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第1項の規定により指定された保存樹 (4) 信号機、道路標識、道路上のさく、こま止め、里程標、カーブ・ミラー、パーキング・メーターその他これらに類するもの (5) 電柱、街灯柱その他電柱に類するもので、知事が指定するもの (6) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら (7) 郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔及び電線共同溝地上機器 (8) 送電塔、送受信塔及び照明塔 (9) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの (10) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの (11) 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木 2 電柱、街灯柱その他電柱に類するもの(前項第5号に掲げるものを除く。)並びにアーケードの支柱及びバスの停留所の上屋の支柱には、はり紙、はり札又は立看板を表示してはならない。 3 道路の路面及び屋根には、広告物を表示してはならない。	⇒法第3条第2項 (P3) ⇒都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(P113) 「知事が指定するもの」→現在のところ指定なし ⇒景観法 (P105)
(制限地域等)	
第5条 次に掲げる地域又は場所において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならぬ。 (1) 第3条第1号かつこ書の区域 (2) 都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 (2)の2 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域 (2)の3 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域(第3条第1号の3に該当するものを除く。) (3) 道路及び鉄道等(第3条第12号に該当するものを除く。)で、知事が指定する区間	⇒法第4条 (P3) ※制限地域の区分→規則第3条の2 (P31) 「規則で定めるところ」→規則第5条 (P37) ※許可の基準→規則別表第2 (第1, 第2, 第6) (P67, P70) 「第3条第1号かつこ書」 (P22) →規則第2条 (P23) ⇒都市計画法 (P104) ⇒景観法 (P105) 「第3条第12号」…禁止地域 「知事が指定する区間」→規則第3条第1項

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参考
<p>(制限地域)</p> <p>第3条 条例第5条第1項第3号の知事が指定する区間は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(4)まで 削除 (5) 一般国道220号のうち東串良町及び大崎町に属する区間 (6)及び(7) 削除 (8) 一般国道58号のうち龍郷町に属する区間 (9)及び(10) 削除 (11) 県道川内加治木線のうち薩摩川内市永利町と同市樋脇町塔之原との境界から 姶良市蒲生町下久徳と同市住吉との境界までの区間 (12) 県道串木野樋脇線のうち薩摩川内市樋脇町市比野字道下 5672番4地先から 終点までの区間 (13) 県道市比野東郷線のうち起点から県道川内加治木線との交点までの区間</p>	

鹿児島県屋外広告物条例	参考
(4) 道路及び鉄道等に接続する地域(第2号及び第3条第13号に該当するものを除く。)で、知事が指定する区域	「第3条第13号」…禁止地域 「知事が指定する区域」→規則第3条第2項
(5) 河川、湖沼、渓谷、海浜、高原、山岳及びこれらの付近の地域(第3条第14号に該当するものを除く。)で、知事が指定する区域	「第3条第14号」…禁止地域 「知事が指定する区域」→指定なし
(6) 港湾、漁港、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域(第3条第15号に該当するものを除く。)で、知事が指定する区域	「第3条第15号」…禁止地域 「知事が指定する区域」→指定なし ⇒法第4条(P3)
2 前項各号に掲げる地域又は場所のほか、市の区域及び知事が定める町村の区域において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。	「知事が定める町村の区域」→規則第3条第3項 「規則で定めるところ」→規則第5条 ※許可の基準→規則別表第2(第1, 第2, 第6)(P67, P70)
(広告物協定地区) 第5条の2 一定の区域内の土地若しくは建物の所有者又はこれらを使用する権利を有する者は、当該区域の景観を整備するため、当該区域における広告物及び掲出物件に関する協定(以下この条において「広告物協定」という。)を締結し、又は当該広告物協定を変更したときは、規則で定めるところにより、当該広告物協定が適当である旨の知事の認定を受けることができる。 2 広告物協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 広告物協定の目的 (2) 広告物協定に係る土地の区域(以下この条において「広告物協定地区」という。) (3) 広告物又は掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項 (4) 広告物協定の有効期間 (5) 広告物協定に違反した場合の措置 (6) 広告物協定の変更及び廃止の手続に関する事項 (7) 広告物協定への加入及び脱退に関する事項 (8) その他広告物協定の実施に関する事項 3 知事は、第1項の認定を受けた広告物協定に係る広告物協定地区において広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者に対し、当該広告物協定地区の景観を整備するために必要な指導又は助言をすることができる。	「規則で定めるところ」→規則第3条の3第1項

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参考
2 条例第5条第1項第4号の知事が指定する区域は、前項に規定する道路の区間に接続する地域で当該道路の路端から両側100メートル以内の区域とする。	
3 条例第5条第2項の知事が定める町村は、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町及び与論町とする。	
(制限地域の区分)	
第3条の2 制限地域は、これを第1種制限地域、第2種制限地域及び第3種制限地域に区分するものとし、各制限地域に属する地域又は場所は、別表第1のとおりとする。	⇒別表第1 (P66)
(広告物協定地区)	
第3条の3 条例第5条の2第1項の認定を受けようとするものは、その代表者が、広告物協定認定申請書(別記第1号様式)又は広告物協定変更認定申請書(別記第2号様式)を知事に提出しなければならない。	⇒別記第1号様式 (P73) ⇒別記第2号様式 (P74)
2 前項の認定は、広告物協定が次に掲げる要件を満たす場合について行うものとする。	
(1) 条例第5条の2第2項第3号に掲げる事項について別表第2に掲げる基準を満たしていること。	⇒別表第2 (P67)
(2) 町内会、商店街等の区域その他相当規模の一団の土地の区域を対象としていること。	
(3) 広告物協定地区内の土地若しくは建物の所有者又はこれらを使用する権利を有する者の三分の二以上の合意によるものであること。	
(4) 有効期間が5年以上であること。	
3 知事は、第1項の認定を行ったときは、広告物協定(変更)認定書(別記第3号様式)を交付するものとする。	⇒別記第3号様式 (P75)

鹿児島県屋外広告物条例	参考
(適用除外)	
第6条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条から第5条までの規定は適用しない。ただし、第2号に掲げる広告物又は掲出物件で規則で定めるものについては、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に届け出たものに限る。	「第3条から第5条まで」…禁止地域等、禁止物件、制限地域等 「規則で定めるもの」→規則第4条第1項 「規則で定めるところ」→規則第4条第2項
(1) 法令の規定により表示し、又は設置する広告物又は掲出物件 (2) 国及び地方公共団体が公共的目的をもつて表示し、又は設置する広告物又は掲出物件 (3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらの掲出物件 (4) 公益上必要な施設又は物件で知事が指定するものに寄贈者名等を表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの	⇒公職選挙法 (P117) 「規則で定める基準」→規則第4条第3項⇒規則別表第2 (第1, 第2, 第3) (P67, P68) 「第3条」…禁止地域等 「第5条」…制限地域等
2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条及び第5条の規定は、適用しない。 (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件(第4項において「自家用広告物等」という。)で、規則で定める基準に適合するもの (2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの (3) 工事現場の板塀その他これに類する板囲い又は店舗、倉庫若しくは車庫のシャッターその他これに類するものに表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの (4) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件 (5) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件 (6) 人、動物、車両(自動車を除く。)、船舶等に表示する広告物 (7) 自動車に表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの (8) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づく登録を受けた自動車で、当該登録に係る使用の本拠の位置が他の都道府県の区域(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下この号及び第19条の11において「指定都市」という。)の区域及び同法第252条の22第1項の中核市(以下この号及び第19条の11において「中核市」という。)の区域を除く。), 指定都市の区域又は中核市の区域にあるものに、当該他の都道府県、指定都市又は中核市の法に基づく条例の規定に従つて表示する広告物	「規則で定める基準」→規則第4条第3項⇒規則別表第2 (第1, 第2, 第3) (P67, P68) 「規則で定める基準」→規則第4条第3項⇒規則別表第2 (第1, 第2, 第3) (P67, P68) 「規則で定める基準」→規則第4条第3項⇒規則別表第2 (第1, 第3) (P67, P68)

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参考
(適用除外)	
<p>第4条 条例第6条第1項ただし書の規定により規則で定める広告物又は掲出物件は、面積が10平方メートルを超える、又は高さが5メートルを超えるもの(官公署の建物及び敷地に表示し、又は設置するものを除く。)とする。</p> <p>2 条例第6条第1項ただし書の規定による届出は、公共広告物届出書(別記第4号様式)2通に次に掲げる図面を添えて行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 形状及び寸法に関する図面 (2) 意匠、色彩並びに表示の寸法及び面積を表示した図面 (3) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の見取図 	⇒別記第4号様式 (P76)
3 条例第6条第1項第4号、第2項第1号から第3号まで及び第7号並びに第3項第1号及び第2号の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。	⇒別表第2 (P67)

鹿児島県屋外広告物条例	参考
(9) 地方公共団体が公共の用に供するため設置する掲出物件又は知事が指定する団体が規則で定めるところにより設置する掲出物件に、規則で定めるところにより表示する広告物	「規則で定めるところ」→規則第4条の2
3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条第1項の規定は適用しない。 (1) 第4条第1項第2号、第8号、第9号又は第10号に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で規則で定める基準に適合するもの (2) 前号に掲げるもののほか、第4条第1項各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの	「第4条第1項」…禁止物件 「第2号」…石垣、擁壁その他これらに類するもの 「第8号」…送電塔、送受信塔及び照明塔 「第9号」…煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの 「第10号」…銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの 「規則で定める基準」→規則第4条第3項⇒規則別表第2 (第1、第2、第4) (P67、P68)
4 次に掲げる広告物又は掲出物件については、規則で定めるところにより、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条の規定は適用しない。 (1) 自家用広告物等(第2項第1号に掲げるものを除く。) (2) 道標、案内板その他公共的目的をもつた広告物若しくは掲出物件又は公衆の利便に供することを目的とする広告物若しくは掲出物件	「第3条」…禁止地域等 「第2項第1号に掲げるもの」…禁止地域等、制限地域等の適用除外(許可不要のもの)
(経過措置) 第6条の2 第3条から第5条までの規定により広告物の表示及び掲出物件の設置について制限が加えられこととなつた地域若しくは場所又は物件に、当該制限が加えられこととなつた際、現に適法に表示され、若しくは設置されていた広告物又は掲出物件については、当該制限が加えられこととなつた日から3年間(この条例の規定による許可を受けていた物については、当該許可の期間)は、これらの規定は適用しない。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があつた場合においてその期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。	「第3条から第5条まで」…禁止地域等、禁止物件、制限地域等

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参考
<p>第4条の2 条例第6条第2項第9号の知事が指定する団体が設置する掲出物件の設置の基準は、別表第3のとおりとする。</p> <p>2 知事が指定する団体は、前項の掲出物件を設置しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を、知事に届け出なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 設置の場所 (2) 掲出物件の形状及び寸法 (3) 維持管理の方法 (4) その他知事が必要と認める事項 <p>3 条例第6条第2項第9号に規定する掲出物件に広告物を表示しようとする者は、次に掲げる方法により広告物を表示しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) はり紙又ははり札の表示期間は、1月以内とすること。 (2) 前号以外の広告物の表示期間は、1年以内とすること。 	<p>「知事が指定する団体」 …一般社団法人鹿児島県広告協会（昭和49年7月24日付け計第220の1号知事通知） ⇒別表第3（P72）</p>

鹿児島県屋外広告物条例	参考
(禁止広告物) 第7条 次に掲げる広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの (2) 著しく破損し、又は老朽したもの (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの (5) 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの	⇒法第3条（P2）
(許可の期間及び条件) 第8条 知事は、第5条又は第6条第4項の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付すことができる。	「第5条」…制限地域等 「第6条第4項」…禁止地域における許可による適用除外
2 前項の許可の期間は、広告物又は掲出物件の種類に応じ、3年を超えない範囲内で、規則で定める。	「規則で定める」→規則第5条の2
3 知事は、申請に基づき、許可の期間を更新することができる。この場合においては前2項の規定を準用する。	

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参考
<p>(許可の申請)</p> <p>第5条 条例第5条又は第6条第4項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書(別記第5号様式)2通に次に掲げる書類又は図面を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 形状、寸法、材料及び構造(建物を利用するものにあつては、建物との関係を表示すること。)に関する図面(模写図)</p> <p>(2) 意匠、色彩並びに表示の寸法及び面積を表示した図面</p> <p>(3) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の見取図(道路又は鉄道に接続する地域に設置する広告物又は掲出物件にあつては、その位置から道路又は鉄道までの距離を表示すること。)</p> <p>(4) 自己の所有又は管理に係る土地及び建物以外の土地及び建物に広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合は、当該土地及び建物の所有者又は管理者の承諾を証する書類</p>	⇒別記第5号様式 (P77)
<p>(許可期間)</p> <p>第5条の2 条例第8条第2項の期間は、次の各号に掲げる広告物又は掲出物件の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) はり紙、はり札及び気球広告 1月以内</p> <p>(2) 立看板及び広告網 6月以内</p> <p>(3) 前2号に掲げるもの以外の広告物及び掲出物件 3年以内</p>	
<p>(更新許可の申請)</p> <p>第6条 条例第8条第3項の規定により、許可の期間の更新を申請しようとする者は、許可期間満了日の10日前までに、屋外広告物更新許可申請書(別記第6号様式)2通を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請に係る広告物又は掲出物件が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる書類を前項に規定する申請書に添付しなければならない。</p> <p>(1) 自己の所有又は管理に係る土地及び建物以外の土地及び建物に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件 第5条第4号に規定する書類</p> <p>(2) 条例第12条の2第3項の規定により点検の結果を報告しなければならない広告物又は掲出物件 安全点検結果報告書(別記第7号様式)</p>	<p>⇒別記第6号様式 (P78)</p> <p>⇒別記第7号様式 (P79)</p>

鹿児島県屋外広告物条例	参考
(変更等の許可)	
第9条 第5条又は第6条第4項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物を変更し、又は掲出物件を改造しようとするとき(規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。)は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。	「規則で定める軽微な変更又は改造」→規則第7条第2項 「規則で定めるところ」→規則第7条第1項
2 知事は、前項の規定による許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付すことができる。	
(許可の基準)	
第10条 この条例の規定による広告物の表示及び掲出物件の設置許可の基準は、規則で定める。	⇒法第5条 (P3) 「規則で定める」→規則第8条
2 知事は、広告物の表示又は掲出物件の設置が前項の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないと認めるときは、第20条に規定する屋外広告物審議会の議を経て、許可することができる。	
(許可の表示)	
第11条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件に許可の証票をはり付けておかなければならない。ただし、許可の押印又は打刻印を受けたものについては、この限りでない。	「許可の証票」→規則第9条 「許可の押印」→規則第9条
2 前項の許可の証票又は許可の押印若しくは打刻印は、許可の期限を明示したものでなければならない。	
(管理義務)	
第12条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者(次条第1項において「広告物の表示者等」という。)は、これらに關し補修その他必要な管理を行い常に良好な状態を保持しなければならない。	
(点検)	
第12条の2 広告物の表示者等は、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をしなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。	
2 規則で定める広告物又は掲出物件については、前項の規定による点検は、法第10条第2項第3号イに掲げる者(第19条の11第1項第1号において「屋外廣告士」という。)その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者が行わなければならない。	
3 前項の広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、この条例の規定による許可の更新の申請を行う場合には、第1項の規定による点検(当該許可の更新の申請前3月以内に行われたものに限る。)の結果を知事に報告しなければならない。	

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参考
(変更許可の申請) 第7条 条例第9条第1項の規定により、許可を受けようとする者は、屋外広告物変更許可申請書(別記第8号様式)2通を知事に提出しなければならない。 2 条例第9条第1項の規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げるものとする。 (1) 形状及び色彩に変更を加えることなく広告物又は掲出物件を補修し、又は塗り替えること。 (2) 映画その他の興行に係る広告物を、当該掲出物件の位置又は規格を変更することなく定期的に変更すること。	⇒別記第8号様式 (P80)
(許可の基準) 第8条 条例の規定による広告物の表示及び掲出物件の設置の許可の基準は、別表第2のとおりとする。	⇒別表第2 (P67)
(許可の通知) 第9条 知事は、条例第5条、第6条第4項、第8条第3項、第9条第1項又は第10条第2項の規定により許可をするときは、申請書の1通に屋外広告物許可印(別記第9号様式)を押印するとともに、屋外広告物許可証(別記第10号様式)を添えて申請者に交付するものとする。ただし、はり紙、はり札及び広告網については当該広告物に屋外広告物許可印の押印をもつて屋外広告物許可証の交付に代えることができる。	「第5条」…制限地域等 「第6条第4項」…禁止地域における許可による適用除外 「第8条第3項」…許可の期間の更新 「第9条第1項」…変更等の許可 「第10条第2項」…屋外広告物審議会の議を経た許可 ⇒別記第9号様式 (P81) ⇒別記第10号様式 (P81)
(点検) 第9条の2 条例第12条の2第1項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、第11条の2第1項第1号に掲げるものとする。 2 条例第12条の2第2項の規則で定める広告物又は掲出物件は、第11条の2第1項各号に掲げるもの以外のものであつて条例の規定による許可に係るものとする。 3 条例第12条の2第2項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 条例第19条の11第1項第3号に掲げる者 (2) 第15条第2項各号に掲げる者 (3) 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習を修了した者	

鹿児島県屋外広告物条例	参考
(除却義務)	
<p>第13条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可の期間が満了したとき若しくは第15条の規定により許可が取り消されたとき又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。第6条の2に規定する広告物又は掲出物件について、同条の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。</p> <p>2 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>「第6条の2」…経過措置</p> <p>「規則で定めるところ」→規則第10条第1項</p>
(措置命令)	
<p>第14条 知事は、第7条又は第12条の規定に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、5日以上の期限を定めて、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの除却をその命じた者又は委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定めて、これを設置する者はその期限までに知事に申し出るべき旨及びその期限までにその申出がないときは、知事の命じた者又は委任した者が除却する旨を公告するものとする。</p>	<p>「第7条」…禁止広告物</p> <p>「第12条」…管理義務</p>
(許可の取消し)	
<p>第15条 知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第8条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第9条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 第9条第1項の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 前条の規定による知事の命令に違反したとき。</p> <p>(4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。</p>	<p>「第8条第1項」…許可の条件</p> <p>「第9条第2項」…変更等の許可の条件</p> <p>「第9条第1項」…変更等の許可</p>
(除却命令)	
<p>第16条 知事は、第3条から第5条まで若しくは第13条第1項の規定に違反し、又は第14条第1項の規定による知事の命令に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、5日以上の期限を定めて、これらの除却を命ずることができる。この場合においては、第14条第2項の規定を準用する。</p>	<p>「第3条から第5条まで」…禁止地域等、禁止物件、制限地域等</p> <p>「第13条第1項」…除却義務</p> <p>「第14条第1項」…措置命令</p> <p>「第14条第2項」…確知できない場合の公告</p>

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参考
<p>(届出等)</p> <p>第10条 条例第13条第2項又は第19条第3項の規定による広告物若しくは掲出物件の除却又は滅失の届出は、屋外広告物除却(滅失)届出書(別記第11号様式)によるものとする。</p> <p>2 条例第19条第1項の規定による管理者の届出、同条第2項の規定による設置者若しくは管理者の変更の届出又は同条第4項の規定による設置者若しくは管理者の氏名、名称若しくは住所の変更の届出は、屋外広告物管理者等設置・変更届(別記第12号様式)によるものとする。</p>	<p>「第19条第3項」…滅失の届出 ⇒別記第11号様式 (P82)</p> <p>⇒別記第12号様式 (P83)</p>

鹿児島県屋外広告物条例	参考
(保管した広告物等の公示) 第16条の2 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量 (2) 保管した広告物又は掲出物件が放置されていた場所及び当該広告物又は掲出物件を除却した日 (3) 当該広告物又は掲出物件の保管を始めた日及び保管の場所 (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項 2 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。 (1) 前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して2週間(法第8条第3項第1号に規定する広告物にあつては、1週間)，規則で定める場所に掲示すること。 (2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前号に規定する期間が満了しても、なお当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を公報に登載すること。	⇒法第8条第2項 (P5)
(公示の日から売却可能となるまでの期間) 第16条の3 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 1週間 (2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月 (3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間	⇒法第8条第3項 (P5) ⇒法第7条第4項 (P4)
(広告物等の価額の評価の方法等) 第16条の4 法第8条第3項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。 2 前2条及び前項に定めるもののほか、保管した広告物又は掲出物件の売却手続その他の管理について必要な事項は、規則で定める。	⇒法第8条第3項 (P5) 「規則で定める」→規則第10条の3

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参考
<p>(保管した広告物等の公示の場所)</p> <p>第10条の2 条例第16条の2第2項第1号の規則で定める場所は、保管した広告物若しくは掲出物件が放置されていた場所又は当該放置されていた場所を所管する地域振興局又は支庁とする。</p>	
<p>(保管した広告物等の売却手続)</p> <p>第10条の3 条例第16条の4第2項の規則で定める保管した広告物又は掲出物件の売却手続は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がない広告物又は掲出物件その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物又は掲出物件にあつては、随意契約により行うことができる。</p> <p>(保管した広告物等の返還手続)</p> <p>第10条の4 保管した広告物又は掲出物件(保管した広告物又は掲出物件を売却して得た代金を含む。)を当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者(以下この条において「所有者等」という。)に返還するときは、返還を受けようとする者に、その氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書(別記第12号様式の2)と引換えに返還するものとする。</p>	⇒別記第12号様式の2 (P84)

鹿児島県屋外広告物条例	参考
(立入検査)	
<p>第17条 知事は、この条例を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p>	「身分を示す証明書」→規則第11条
(処分、手続等の効力の承継)	
<p>第18条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者について変更があつた場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手續その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。</p>	
(管理者の設置)	
<p>第18条の2 この条例の規定による許可に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。</p> <p>2 前項の管理する者は、第19条の11第1項第1号に掲げる者その他規則で定める資格を有する者でなければならない。</p>	「規則で定める」→規則第11条の2第1項 「規則で定める」→規則第11条の2第2項⇒条例第19条の11第1項第3号(P50)、規則第15条第2項(P55)
(管理者等の届出)	
<p>第19条 この条例の規定による許可に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、前条第1項の規定によりこれらを管理する者を置いたときは、遅滞なく規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 この条例の規定による許可に係る広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に変更があつたときは、新たにこれらの者となつた者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 この条例の規定による許可に係る広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これが滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>4 この条例の規定による許可に係る広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	「規則で定めるところ」→規則第10条第2項(P41) 「規則で定めるところ」→規則第10条第2項(P41) 「規則で定めるところ」→規則第10条第1項(P41) 「規則で定めるところ」→規則第10条第2項(P41)

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参考
<p>(屋外広告物立入検査員証)</p> <p>第11条 条例第17条第2項に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書は、鹿児島県屋外広告物立入検査員証(別記第13号様式)とする。</p> <p>(管理者の資格等)</p> <p>第11条の2 条例第18条の2第1項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) はり紙、はり札、立看板及び広告網</p> <p>(2) 前号の広告物を除く広告物又は掲出物件で、面積が10平方メートル以下で、かつ、高さが4メートル以下のもの</p> <p>2 条例第18条の2第2項の規則で定める資格を有する者は、条例第19条の11第1項第3号に該当する者及び第15条第2項各号のいずれかに該当する者とする。</p>	<p>⇒別記第13号様式 (P85)</p>

鹿児島県屋外広告物条例	参考
<p>(屋外広告業の登録)</p> <p>第19条の2 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならぬ。</p> <p>2 前項の登録の有効期間は、5年とする。</p> <p>3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。</p> <p>4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。</p> <p>5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p>	⇒法第9条 (P6)
<p>(登録の申請)</p> <p>第19条の3 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、知事に次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。</p> <p>(1) 商号、名称又は氏名及び住所(法人にあつては、商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 鹿児島県の区域(鹿児島市の区域を除く。以下同じ。)内において営業を行う営業所の名称及び所在地</p> <p>(3) 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名</p> <p>(4) 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合においては、商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名)</p> <p>(5) 第2号の営業所ごとに選任される第19条の11に規定する業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称</p> <p>2 前項の登録申請書には、登録申請者が第19条の5第1項各号のいづれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>3 登録申請者は、鹿児島県手数料徴収条例(平成12年鹿児島県条例第11号)で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。</p>	<p>「登録申請書」→規則第13条</p> <p>「規則で定める書類」→規則第13条の2 ⇒鹿児島県手数料徴収条例 (P120)</p>

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参考
(登録の更新の申請期限) 第12条 条例第19条の2第3項の規定により更新の登録を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了日の30日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。	
(登録申請書) 第13条 条例第19条の3第1項の登録申請書は、屋外広告業登録申請書(別記第14号様式)とする。	⇒別記第14号様式 (P86, 87)
(登録申請書の添付書類) 第13条の2 条例第19条の3第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。 (1) 条例第19条の2第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)が法人である場合においてはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人(当該法定代理人が法人である場合においては、当該法人及びその役員)が、条例第19条の5第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面 (2) 登録申請者が選任した業務主任者(条例第19条の11に規定する業務主任者をいう。以下同じ。)が、講習会の修了者又は同条第1項各号に掲げる要件のいずれかに該当する者であることを証する書面 (3) 登録申請者が選任した業務主任者が在籍していることを証する書面 (4) 登録申請者(法人である場合においてはその役員を、屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合においては当該登録申請者及びその法定代理人(当該法定代理人が法人である場合においては、その役員)を含む。)の略歴を記載した書面 (5) 登録申請者(当該登録申請者が屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合においては、その法定代理人)が法人である場合においては、当該法人の登記事項証明書 (6) 登録申請者が個人である場合においては、登録申請者(当該登録申請者が屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合においては、当該登録申請者及びその法定代理人(当該法定代理人が法人である場合を除く。))の住民票の写し 2 条例第19条の3第2項の書面及び前項第1号の書面は誓約書(別記第15号様式)とし、同項第4号の書面は略歴書(別記第16号様式)とする。	⇒別記第15号様式 (P88) ⇒別記第16号様式 (P89)

鹿児島県屋外広告物条例	参考
<p>(登録の実施)</p> <p>第19条の4 知事は、前条の規定による書類の提出があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外廣告業者登録簿に登録しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 前条第1項各号に掲げる事項 (2) 登録年月日及び登録番号 <p>2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第19条の5 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第19条の3第1項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第19条の15第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者 (2) 屋外廣告業者(第19条の2第1項又は第3項の登録を受けて屋外廣告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第19条の15第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその屋外廣告業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの (3) 第19条の15第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 (5) 屋外廣告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの (6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの (7) 第19条の3第1項第2号の営業所ごとに第19条の11に規定する業務主任者を選任していない者 <p>2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。</p> <p>(登録事項の変更の届出)</p> <p>第19条の6 屋外廣告業者は、第19条の3第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を屋外廣告業者登録簿に登録しなければならない。</p> <p>3 第19条の3第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。</p> <p>(屋外廣告業者登録簿の閲覧)</p> <p>第19条の7 知事は、屋外廣告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。</p>	

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参考
<p>(登録の実施)</p> <p>第13条の3 条例第19条の4第1項の屋外広告業者登録簿は、鹿児島県土木部都市計画課内に置く。</p>	
<p>2 条例第19条の4第2項の規定による通知は、屋外広告業者登録済証(別記第16号様式の2)の交付により行うものとする。</p>	<p>⇒別記第16号様式の2 (P90)</p>
<p>(変更の届出)</p> <p>第13条の4 条例第19条の6第1項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を屋外広告業登録事項変更届出書(別記第16号様式の3)に添付しなければならない。</p> <p>(1) 条例第19条の3第1項第1号に掲げる事項の変更(変更の届出をした者が法人である場合に限る。) 登記事項証明書</p> <p>(2) 条例第19条の3第1項第1号に掲げる事項の変更(変更の届出をした者が個人である場合において、その氏名又は住所を変更したときに限る。) 住民票の写し</p> <p>(3) 条例第19条の3第1項第2号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書</p> <p>(4) 条例第19条の3第1項第3号に掲げる事項の変更(次号に掲げる場合を除く。) 登記事項証明書並びに変更のあつた役員の第13条の2第2項の略歴書及び同項の誓約書</p>	<p>⇒別記第16号様式の3 (P91)</p>

鹿児島県屋外広告物条例	参考
<p>(廃業等の届出)</p> <p>第19条の8 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日(第1号の場合にあつては、その事実を知つた日)から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 死亡した場合 その相続人 (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者 (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人 (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人 (5) 鹿児島県の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた個人又は屋外広告業者であつた法人を代表する役員 <p>2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。</p>	
<p>(登録の抹消)</p> <p>第19条の9 知事は、屋外広告業者の登録がその効力を失つたとき又は第19条の15第1項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。</p>	
<p>(講習会)</p> <p>第19条の10 知事は、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する講習会(以下「講習会」という。)に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>3 知事は、講習会の運営に関する事務を、規則で定めるところにより、他の者に委託することができる。</p> <p>4 講習会を受講しようとする者は、鹿児島県手数料徴収条例で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。</p>	<p>「規則で定める」 → 規則第14条 (P55)</p> <p>「規則で定めるところ」 → 規則第17条 (P55) ⇒鹿児島県手数料徴収条例 (P120)</p>
<p>(業務主任者の設置)</p> <p>第19条の11 屋外広告業者は、第19条の3第1項第2号の営業所ごとに、講習会修了者等(講習会の修了者又は次の各号のいずれかに該当する者をいう。)のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 屋外広告士 (2) 他の都道府県、指定都市又は中核市が行う講習会の修了者 (3) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく職業訓練指導員免許を有する者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者であつて、広告美術仕上げに係る免許を有し、技能検定に合格し、又は職業訓練を修了したもの (4) 知事が、規則で定めるところにより、講習会の修了者及び前3号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者 	

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参考
<p>(5) 条例第19条の3第1項第3号に掲げる事項の変更(法人の役員がその氏名を変更した場合に限る。) 氏名の変更が確認できる書類</p> <p>(6) 条例第19条の3第1項第4号に掲げる事項の変更 変更のあつた法定代理人の住民票の写し(当該法定代理人が法人である場合においては、登記事項証明書)及び第13条の2第2項の略歴書並びに同項の誓約書</p> <p>(7) 条例第19条の3第1項第5号に掲げる事項の変更 変更のあつた業務主任者の第13条の2第1項第2号の書面</p> <p>(廃業等の届出)</p> <p>第13条の5 条例第19条の8の規定による廃業等の届出は、屋外広告業廃業等届出書(別記第16号様式の4)により行うものとする。</p>	<p>⇒別記第16号様式の4 (P92)</p>

鹿児島県屋外広告物条例	参考
<p>2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するを行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。 (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。 (3) 第19条の13に規定する帳簿の記載に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。 <p>(標識の掲示)</p> <p>第19条の12 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第19条の3第1項第2号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</p>	<p>「規則で定めるところ」→規則第13条の6</p> <p>「規則で定める事項」→規則第13条の6第1項</p>
<p>(帳簿の備付け等)</p> <p>第19条の13 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第19条の3第1項第2号の営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。</p> <p>(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)</p> <p>第19条の14 知事は、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。</p>	<p>「規則で定めるところ」→規則第13条の7</p> <p>「規則で定めるもの」→規則第13条の7第1項</p>
<p>(登録の取消し等)</p> <p>第19条の15 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき。 (2) 第19条の5第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなつたとき。 (3) 第19条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。 <p>2 第19条の5第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。</p> <p>(監督処分簿の備付け等)</p> <p>第19条の16 知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを規則で定める閲覧所において一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>2 知事は、前条第1項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を登載しなければならない。</p>	<p>「規則で定める閲覧所」→規則第13条の8第1項</p> <p>「規則で定める事項」→規則第13条の8第2項</p>

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参考
<p>(標識の掲示)</p> <p>第13条の6 条例第19条の12の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法人である場合においては、その代表者の氏名 (2) 登録年月日 (3) 営業所の名称 (4) 業務主任者の氏名 <p>2 条例第19条の12の屋外広告業者が掲げる標識は、屋外広告業者登録票(別記第16号様式の5)とする。</p> <p>(帳簿の記載事項等)</p> <p>第13条の7 条例第19条の13の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 注文者の商号、名称又は氏名及び住所 (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所 (3) 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量 (4) 当該表示又は設置の年月日 (5) 請負金額 <p>2 条例第19条の13に規定する屋外広告業者が営業所ごとに備える帳簿は、屋外広告物台帳(別記第16号様式の6)とする。</p> <p>3 第1項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて前項の帳簿への記載に代えることができる。</p> <p>4 第2項の帳簿(前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。次項において同じ。)は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。</p> <p>5 屋外広告業者は、第2項の帳簿を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後5年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。</p> <p>(監督処分簿の閲覧所等)</p> <p>第13条の8 条例第19条の16第1項の規則で定める閲覧所は、鹿児島県土木部都市計画課内に置く。</p> <p>2 条例第19条の16第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 処分を受けた屋外広告業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに登録番号 (2) 処分の根拠となる条例の条項 (3) 処分の原因となつた屋外広告業者の行為 (4) 帽則の適用状況 (5) その他参考となる事項 	<p>⇒別記第16号様式の5 (P93)</p> <p>⇒別記第16号様式の6 (P94)</p>

鹿児島県屋外広告物条例	参考

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参考
(講習会の開催) 第14条 知事は、条例第19条の10第1項に規定する講習会(以下「講習会」という。)を開催しようとするときは、講習会開催予定日の20日前までに、開催の日時、場所その他講習会に関する事項を公告するものとする。 (講習会における講習方法) 第15条 講習会における講習は、次に掲げる事項について行うものとする。 (1) 屋外広告物に関する法令 (2) 屋外広告物の表示方法に関する事項 (3) 屋外広告物の施工に関する事項 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項第3号に掲げる事項の受講を免除するものとする。 (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者 (2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者 (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者 (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく職業訓練で帆布製品製造に係るものを修了した者、同法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許で帆布製品科に係るものを受けた者又は同法第44条第1項に規定する技能検定で帆布製品製造に係るものに合格した者 3 前項の規定により受講の免除を受けようとする者は、受講一部免除申請書(別記第17号様式)を知事に提出しなければならない。 (修了証明書等) 第16条 知事は、講習会において受講すべき事項の全部を受講した者に対し、講習会修了証明書(別記第18号様式)を交付するものとする。 (講習会の委託) 第17条 条例第19条の10第3項の規定により、講習会の運営に関する事務の委託(以下「委託」という。)をすることができる者は、屋外広告業者その他の者を社員とする一般社団法人であつて、講習会を的確に実施する能力を有するものとする。 2 委託の範囲は、知事がその都度定める。 (認定) 第18条 条例第19条の11第1項第4号の規定による認定(以下「認定」という。)は、営業所における屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置の責任者として5年以上の経験を有し、かつ、過去5年間にわたり屋外広告物に関する法令に違反することがなかつた者について行うものとする。 2 前項の認定を受けようとする者は、講習会修了者等認定申請書(別記第19号様式)を知事に提出しなければならない。 3 知事は、認定を行つたときは、認定に係る者に講習会修了者等認定書(別記第20号様式)を交付するものとする。 (講習会修了証明書等の再交付) 第19条 第16条に規定する講習会修了証明書又は前条第3項に規定する講習会修了者等認定書の交付を受けた者は、これらの書類を亡失し、又は損傷したときは、再交付申請書(別記第21号様式)により、知事に対しこれらの書類の再交付の申請をすることができる。	⇒別記第17号様式 (P95) ⇒別記第18号様式 (P96) ⇒別記第19号様式 (P97) ⇒別記第20号様式 (P98) ⇒別記第21号様式 (P99)

鹿児島県屋外広告物条例	参考
(報告及び検査)	
<p>第19条の17 知事は、屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係人に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	
(審議会)	「身分を示す証明書」→規則第20条
<p>第20条 広告物に関する重要事項を調査審議するため、鹿児島県屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 知事は、次に掲げる場合においては、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 知事が第3条から第5条まで及び第6条第2項第9号の規定による指定をし、又はこれらを変更しようとする場合 (2) 第6条第1項第4号、同条第2項第1号から第3号まで及び第7号、同条第3項第1号及び第2号並びに第10条第1項に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとする場合 (3) その他重要な事項で知事が必要と認めた場合 <p>3 審議会は、広告物に関する事項について、知事に意見を述べることができる。</p>	
(審議会の組織)	
<p>第21条 審議会は、委員17人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者につき知事が任命し、又は委嘱する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 関係行政機関の職員 (2) 商工業に関する団体の関係者 (3) 屋外広告業を営む者 (4) 学識経験者 <p>3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 審議会の運営その他必要な事項は、規則で定める。</p>	
(公告)	
<p>第22条 知事は、第3条から第5条までの規定による指定をし、又はこれらを変更したときは、その旨を公告するものとする。</p> <p>（景観行政団体が処理することとする事務の範囲等）</p>	
<p>第22条の2 法第28条の規定に基づき、法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務は、指宿市が処理することとする。</p>	
(規則への委任)	
<p>第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参考
<p>(屋外広告業立入検査員証)</p> <p>第20条 条例第19条の17第2項に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書は、鹿児島県屋外広告業立入検査員証(別記第22号様式)とする。</p>	<p>⇒別記第22号様式 (P100)</p>

鹿児島県屋外広告物条例	参考
<p>(罰則)</p> <p>第23条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第19条の2第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者 (2) 不正の手段により第19条の2第1項又は第3項の登録を受けた者 (3) 第19条の15第1項の規定による営業の停止の命令に違反した者 <p>第24条 第16条の規定による知事の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第3条から第5条までの規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者 (2) 第9条の規定に違反して広告物を変更し、又は掲出物件を改造した者 (3) 第13条第1項の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかつた者 (4) 第14条第1項の規定による知事の命令に違反した者 (5) 第19条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (6) 第19条の11第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた者 <p>第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 (2) 第19条の17第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 <p>(両罰規定)</p> <p>第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第23条の2から前条までの違反行為をした場合においては、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>(過料)</p> <p>第27条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第19条の8第1項の規定による届出を怠つた者 (2) 第19条の12に規定する標識を掲げない者 (3) 第19条の13の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者 <p>(適用上の注意)</p> <p>第28条 この条例の適用にあたつては、住民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。</p>	

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参考

鹿児島県屋外広告物条例	参考
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から起算して3月をこえない範囲において規則で定める日から施行する。（昭和39年12月規則第143号で、同40年1月1日から施行）（鹿児島県屋外広告物条例の廃止）</p> <p>2 鹿児島県屋外広告物条例（昭和30年鹿児島県条例第40号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>3 この条例施行の際、旧条例の規定により許可を受けて現に存在する広告物又は広告物を掲出する物件については、その許可期限に限り、この条例の規定により許可を受けたものとみなす。</p> <p>4 この条例施行の際、この条例の施行により新たに広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止された地域若しくは場所若しくは物件に現に適法に表示され、若しくは設置されている広告物又は広告物を掲出する物件については、この条例の施行の日から1年間は、第3条及び第4条の規定は適用しない。</p> <p>5 この条例施行の際、この条例の施行により新たに広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置することについて許可を必要とする区域に現に適法に表示されている広告物又は設置されている広告物を掲出する物件については、この条例施行の日から1年間は、第5条の規定は適用しない。この期間内に同条の規定による許可の申請があつた場合においては、その期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。</p> <p>6 この条例の施行前にした旧条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（昭和44年7月1日条例第22号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和47年9月8日条例第37号）抄 1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和49年3月29日条例第16号）抄 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、第19条の次に4条を加える改正規定中第19条の2及び第19条の4を加える部分は、この条例の施行の日から起算して3月を経過した日から施行する。</p> <p>附 則（昭和51年3月26日条例第13号） この条例は、昭和51年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（昭和57年3月26日条例第20号） この条例は、昭和57年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（昭和60年3月29日条例第28号） この条例は、昭和60年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（昭和60年10月11日条例第41号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成2年3月28日条例第15号） この条例は、平成2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成4年3月27日条例第40号） この条例は、平成4年5月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成8年3月27日条例第24号）抄 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成11年3月26日条例第24号）抄 1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。</p>	

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参考
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、昭和40年1月1日から施行する。 (旧規則等の廃止)</p> <p>2 次に掲げる規則及び告示は、廃止する。</p> <p>屋外広告物条例施行規則(昭和30年鹿児島県規則第71号) 昭和30年鹿児島県告示第717号(屋外広告物条例の規定による許可の基準)</p> <p>附 則 (昭和42年4月28日規則第44号) この規則は、昭和42年4月29日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和44年2月28日規則第13号) (施行期日) この規則は、昭和44年3月1日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和46年3月22日規則第27号) この規則は、昭和46年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定は、昭和46年9月1日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和47年11月13日規則第109号)抄 1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和48年6月30日規則第53号) この規則は、公布の日から施行し、昭和48年5月1日から適用する。</p> <p>附 則 (昭和49年3月30日規則第16号) この規則は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、第11条の次に7条を加える改正規定中第12条、第13条及び第18条を加える部分並びに別記第6号様式の次に10様式を加える改正規定中別記第9号様式から別記第12号様式まで、別記第15号様式及び別記第16号様式を加える部分は、この規則の施行の日から起算して3月を経過した日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和49年7月22日規則第52号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和52年3月14日規則第5号) この規則は、昭和52年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和58年10月26日規則第79号)抄 1 この規則は、昭和58年11月1日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和62年4月1日規則第36号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成2年10月19日規則第47号) この規則は、平成3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成4年3月27日規則第15号) この規則は、平成4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成5年3月31日規則第30号) この規則は、平成5年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成6年3月30日規則第19号) この規則は、平成6年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成7年3月20日規則第6号)抄 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成8年3月27日規則第16号)抄 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定(同条中第2号を削り、第3号を第2号とする部分を除く。)は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成11年5月18日規則第53号)抄 1 この規則は、平成11年10月1日から施行する。</p>	

鹿児島県屋外広告物条例	参考
<p>附 則（平成 12 年 3 月 28 日条例第 72 号） この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 12 年 12 月 26 日条例第 114 号） この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 13 年 7 月 6 日条例第 45 号）抄 1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成 15 年 3 月 25 日条例第 5 号）抄 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 15 年 3 月 25 日条例第 10 号） この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 15 年 10 月 14 日条例第 47 号）抄 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</p> <p>附 則（平成 16 年 12 月 24 日条例第 69 号）抄 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条第 1 号の改正規定中「美観地区」を「景観地区」に改める部分は、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 16 年法律第 111 号)附則第 1 条ただし書に規定する日から施行する。</p> <p>附 則（平成 17 年 3 月 29 日条例第 74 号） この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 17 年 12 月 26 日条例第 106 号） (施行期日) 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際現に改正前の鹿児島県屋外広告物条例(以下「改正前の条例」という。)第 19 条の 2 の規定により届出をして屋外広告業を営んでいる者については、この条例の施行の日から 6 月(この期間内に改正後の鹿児島県屋外広告物条例(以下「改正後の条例」という。)の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間)は、改正後の条例の規定にかかわらず、登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。この場合においては、その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする。 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第 19 条の 4 第 1 項に規定する講習会修了者等である者については、改正後の条例第 19 条の 11 第 1 項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部改正) 5 鹿児島県事務処理の特例に関する条例(平成 12 年鹿児島県条例第 7 号)の一部を次のように改正する。 [次のように] 略 (鹿児島県手数料徴収条例の一部改正) 6 鹿児島県手数料徴収条例(平成 12 年鹿児島県条例第 11 号)の一部を次のように改正する。 [次のように] 略 附 則（平成 19 年 7 月 6 日条例第 42 号） この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。</p>	<p>⇒鹿児島県事務処理の特例に関する条例 (P119)</p> <p>⇒鹿児島県手数料徴収条例 (P120)</p>

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参考
<p>附 則（平成12年6月23日規則第141号）抄</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成13年9月28日規則第59号）</p> <p>この規則は、平成13年9月30日から施行する。</p> <p>附 則（平成14年10月1日規則第61号）</p> <p>この規則は、平成14年10月5日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年3月25日規則第17号）</p> <p>この規則は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成16年2月17日規則第8号）</p> <p>この規則は、平成16年3月13日から施行する。ただし、別表第1禁止地域の項の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成16年10月29日規則第80号）</p> <p>この規則は、平成16年11月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定及び別表第1制限地域の項の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成16年12月24日規則第89号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成17年3月18日規則第26号）</p> <p>この規則は、平成17年3月22日から施行する。ただし、別記第14号様式の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成17年3月31日規則第83号）</p> <p>この規則中第2条の2第3項第15号の改正規定は公布の日から、同項第27号及び第3条の改正規定は平成17年5月1日から、その他の規定は同年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成17年7月1日規則第95号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成17年9月26日規則第107号）</p> <p>この規則は、平成17年10月11日から施行する。</p> <p>附 則（平成17年11月7日規則第116号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年1月1日規則第1号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年1月6日規則第2号）</p> <p>この規則中第3条第1項第1号から第3号までの改正規定及び別表第1制限地域の項の改正規定は平成18年3月13日から、その他の規定は同月20日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年3月24日規則第26号）</p> <p>1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県屋外広告物条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。</p> <p>附 則（平成19年3月2日規則第4号）</p> <p>この規則は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年3月30日規則第43号）抄 (施行期日)</p> <p>第1条 この規則は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年9月28日規則第65号）</p> <p>この規則中第3条第3項の改正規定（「，穎娃町，知覧町，川辺町」を削る部分を除く。）及び別表第1の改正規定は平成19年10月1日から、その他の規定は同年12月1日から施行する。</p>	

鹿児島県屋外広告物条例	参考
附 則 （平成 20 年 3 月 28 日条例第 25 号） <ol style="list-style-type: none"> 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。 2 鹿児島県手数料徴収条例（平成 12 年鹿児島県条例第 11 号）の一部を次のように改正する。 〔次のように〕 略 附 則 （平成 22 年 3 月 26 日条例第 18 号） <p>この条例は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 47 号）の施行の日から施行する。</p> 附 則 （平成 22 年 6 月 25 日条例第 35 号）抄 <p>この条例は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。</p> 附 則 （平成 24 年 3 月 27 日条例第 26 号）抄 <p>この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p> 附 則 （平成 25 年 3 月 29 日条例第 45 号） <p>この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p> 附 則 （平成 30 年 12 月 25 日条例第 47 号） <p>この条例は、平成 30 年 12 月 25 日から施行する。</p>	⇒鹿児島県手数料徴収条例 (P120)
附 則 （令和 6 年 12 月 24 日条例第 50 号） <ol style="list-style-type: none"> 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 	

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参考
<p>附 則（平成 20 年 3 月 28 日規則第 22 号）</p> <p>1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県屋外広告物条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。</p> <p>附 則（平成 20 年 5 月 23 日規則第 57 号）</p> <p>この規則は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の 2 第 3 項第 18 号及び別表第 2 の第 4 の表の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成 20 年 10 月 3 日規則第 80 号）</p> <p>この規則は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 20 年 11 月 18 日規則第 92 号）</p> <p>この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 21 年 5 月 15 日規則第 34 号）</p> <p>この規則は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 22 年 3 月 12 日規則第 6 号）</p> <p>この規則は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 23 年 6 月 21 日規則第 37 号）</p> <p>この規則は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 24 年 3 月 30 日規則第 35 号）</p> <p>1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県屋外広告物条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。</p> <p>附 則（平成 25 年 3 月 29 日規則第 23 号）</p> <p>1 この規則中第 3 条第 2 項及び第 3 項の改正規定は平成 25 年 7 月 1 日から、第 11 条の 2 第 1 項第 2 号及び別記第 7 号様式の改正規定並びに次項の規定は平成 26 年 4 月 1 日から、同条第 2 項の改正規定は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 第 11 条の 2 第 1 項第 2 号の改正規定の施行の際現に鹿児島県屋外広告物条例（昭和 39 年鹿児島県条例第 83 号。以下「条例」という。）第 5 条又は第 6 条第 4 項の知事の許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置している場合であって、条例第 18 条の 2 第 1 項ただし書の規定により同項の管理する者を置いていないときにおける鹿児島県屋外広告物条例施行規則第 11 条の 2 第 1 項の規定の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成 28 年 3 月 29 日規則第 21 号）抄 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 30 年 12 月 25 日規則第 43 号）</p> <p>1 この規則は、平成 30 年 12 月 25 日から施行する。ただし、別記第 16 号様式の 6 の改正規定は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県屋外広告物条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。</p> <p>附 則（令和 3 年 3 月 30 日規則第 18 号）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の各規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。</p> <p>附 則（令和 3 年 3 月 30 日規則第 28 号）</p> <p>1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の各規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。</p>	

規 則 別 表 第 1 ~ 第 3

別表第1(第2条の3、第3条の2関係)
禁止地域及び制限地域の適用区分

地 域 区 分	地 域 又 は 場 所
禁止 地 域	第 1 種 禁 止 地 域 1 条例第3条第4号に規定する地域 2 条例第3条第7号に規定する地域 3 条例第3条第8号に規定する地域 4 条例第3条第10号に規定する地域 5 条例第3条第11号に規定する地域 6 条例第3条第13号に規定する地域のうち第2条の2第3項第4号、第9号、第16号、第21号及び第22号に規定する区域(同項第16号に規定する区域にあつては、起点から一般国道504号との交点までの区間に接続する区域に限る。)
	第 2 種 禁 止 地 域 1 条例第3条第1号に規定する地域のうち第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除く地域 1の2 条例第3条第1号の2に規定する地域 1の3 条例第3条第1号の3に規定する地域のうち第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除く地域 2 条例第3条第2号に規定する地域 3 条例第3条第3号に規定する地域 4 条例第3条第5号に規定する地域 5 条例第3条第6号に規定する地域 6 条例第3条第9号に規定する地域 7 条例第3条第12号に規定する地域 8 条例第3条第13号に規定する地域のうち第2条の2第3項第1号から第3号まで、第6号から第8号まで、第10号、第11号、第13号から第20号まで及び第23号から第27号までに規定する区域(同項第16号に規定する区域にあつては、起点から一般国道504号との交点までの区間に接続する区域を除く。) 9 条例第3条第14号に規定する地域 10 条例第3条第15号に規定する地域 11 条例第3条第16号に規定する地域 12 条例第3条第17号に規定する地域 13 条例第3条第18号に規定する地域
	第 3 種 禁 止 地 域 1 条例第3条第1号に規定する地域のうち第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域 2 条例第3条第1号の3に規定する地域のうち第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
制限 地 域	第 1 種 制 限 地 域 1 条例第5条第1項第3号に規定する地域のうち第3条第1項第8号に規定する区間 2 条例第5条第1項第4号に規定する地域のうち第3条第2項に規定する区域(同条第1項第8号に規定する区間に接続する区域に限る。)
	第 2 種 制 限 地 域 1 条例第5条第1項第1号に規定する地域 2 条例第5条第1項第2号に規定する地域のうち市に属する地域を除く地域 2の2 条例第5条第1項第2号の2に規定する地域のうち市に属する地域を除く地域 2の3 条例第5条第1項第2号の3に規定する地域のうち市に属する地域を除く地域 3 削除 4 条例第5条第1項第4号に規定する地域のうち第3条第2項に規定する区域(同条第1項第5号、第8号及び第11号から第13号までに規定する区間に接続する区域を除く。) 5 条例第5条第1項第5号に規定する地域 6 条例第5条第1項第6号に規定する地域 7 条例第5条第2項に規定する市町村の区域
	第 3 種 制 限 地 域 1 条例第5条第1項第2号に規定する地域のうち市に属する地域 1の2 条例第5条第1項第2号の2に規定する地域のうち市に属する地域 1の3 条例第5条第1項第2号の3に規定する地域のうち市に属する地域 2 条例第5条第1項第3号に規定する地域のうち第3条第1項第5号及び第11号から第13号までに規定する区間 3 条例第5条第1項第4号に規定する地域のうち第3条第2項に規定する区域(同条第1項第5号及び第11号から第13号までに規定する区間に接続する区域に限る。)

注 広告物又は掲出物件を表示し、又は設置しようとする地域又は場所が、上表の複数の地域区分に該当する場合は、当該地域又は場所は、禁止又は制限の度合いが最も厳しい地域区分に該当するものとする。

別表第2(第3条の3, 第4条, 第8条関係)

第1 広告物及び掲出物件が備えるべき基本的な基準

- 1 広告物及び掲出物件の個数, 形状, 意匠及び色彩は, 広告物を表示し, 又は掲出物件を設置する場所の周囲の環境との調和が保たれるものであること。
- 2 広告物及び掲出物件の形状, 意匠及び色彩は, 構造物としての固有の美を備えるものであること。
- 3 広告物及び掲出物件の大きさは, 効果の限度において最小限のものであること。
- 4 広告物及び掲出物件の色彩は, 原則として中間色又は同系統の色であり, その色の種類は少ないものであること。
- 5 広告物及び掲出物件の材質は, 耐久性の優れたものであり, かつ, その構造及び設置方法は, 倒壊, 落下等によって公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。
- 6 道路法, 建築基準法等鹿児島県屋外広告物条例以外の法令の適用を受ける広告物及び掲出物件は, これらの法令の規定に適合するものであること。
- 7 禁止地域内にあつては, 発光塗料, ネオン管及び点滅式の光源を使用するものでないこと。

第2 広告物及び掲出物件の表示面積の合計に関する基準

一区画の土地又は一つの建物の敷地において表示する野立広告物, 壁面広告物, 突出広告物, 屋上広告物及び広告網の表示面積の合計は, 次の左欄に掲げる地域区分ごとにそれぞれ次の右欄に掲げる面積を超えないこと。

地域区分	面積
第1種禁止地域	10平方メートル
第2種禁止地域	20平方メートル
第3種禁止地域	30平方メートル
第1種制限地域	40平方メートル
第2種制限地域	80平方メートル

- 注1 野立広告物とは, 広告板, 広告塔等の土地に定着した広告物及び掲出物件をいう。
- 2 壁面広告物, 突出広告物及び屋上広告物とは, 建物の側面又は屋上を利用して表示し, 又は設置する広告物又は掲出物件をいう。
- 3 広告網とは, 広告旗, 懸垂幕, 横断幕その他これらに類するものをいう。
- 4 表示部分と空間部分とが一体となつて一つの広告の内容を表示していると認められるものについては, 空間部分を含めた面積を表示面積とする。

第3 禁止地域及び制限地域に係る規制の適用を除外する基準

広告物の種類 (条例の関係条項)	地域区分	規制の適用を除外する基準
寄贈広告物 (第6条第1項第4号)	第1種禁止地域 第2種禁止地域 第3種禁止地域 第1種制限地域 第2種制限地域 第3種制限地域	(1) 表示箇所は、寄贈等に係る1物件又は1施設につき1箇所であること。 (2) 表示面積は、0.3平方メートル以内であること。
自家用広告物 (第6条第2項第1号)	第1種禁止地域	(1) 表示面積の合計は、2平方メートル以内であること。 (2) 広告物の種類ごとに第5の許可基準(表示面積の基準を除く。)を満たすものであること。
	第2種禁止地域 第3種禁止地域	(1) 表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。 (2) 広告物の種類ごとに第5の許可基準(表示面積の基準を除く。)を満たすものであること。
	第1種制限地域 第2種制限地域	(1) 表示面積の合計は、10平方メートル以内であること。 (2) 広告物の種類ごとに第6の許可基準(表示面積の基準を除く。)を満たすものであること。
	第3種制限地域	(1) 表示面積の合計は、20平方メートル以内であること。 (2) 広告物の種類ごとに第6の許可基準(表示面積の基準を除く。)を満たすものであること。
管理用広告物 (第6条第2項第2号)	第1種禁止地域 第2種禁止地域 第3種禁止地域	(1) 表示面積の合計は、2平方メートル以内であること。 (2) 広告物の種類ごとに第5の許可基準(表示面積の基準を除く。)を満たすものであること。ただし、第3種禁止地域にあつては、野立広告物の地上から広告物の上端までの高さは5メートル以下であること。
	第1種制限地域 第2種制限地域 第3種制限地域	(1) 表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。 (2) 広告物の種類ごとに第6の許可基準(表示面積の基準を除く。)を満たすものであること。ただし、野立広告物の地上から広告物の上端までの高さは5メートル以下であること。
板塀・シャッター等広告物 (第6条第2項第3号)	第1種禁止地域 第2種禁止地域 第3種禁止地域 第1種制限地域 第2種制限地域 第3種制限地域	(1) 宣伝の用に供するものでないこと。 (2) 直書き(塗料等を直接塗布するものをいう。)又はこれに類する方法で表示するものであること。 (3) 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示するものにあつては、表示期間は工事施工期間内であること。 (4) 店舗、倉庫及び車庫のシャッターその他これに類するものに管理上の必要から店名等を表示する場合は、表示面積は0.5平方メートル以内であり、かつ、表示箇所は1面につき1箇所であること。
自動車広告物 (第6条第2項第7号)	第1種禁止地域 第2種禁止地域 第3種禁止地域 第1種制限地域 第2種制限地域 第3種制限地域	(1) 表示場所は、車両の左右及び前後の側面とする。 (2) 表示面積は、車両の左右の側面につきそれぞれ4平方メートル以内、車両の前後の側面につきそれぞれ1平方メートル以内であること。ただし、広告宣伝用自動車に係る表示面積の合計は、20平方メートル以内であること。 (3) 中間色又は同系統の色を使用するものであり、かつ、使用する色の種類が少ないものであること。

第4 禁止物件に係る規制の適用を除外する基準

広告物の種類 (条例の関係条項)	地域区分	規制の適用を除外する基準
自家用広告物 (第6条第3項第1号)	第1種禁止地域	表示面積の合計は、2平方メートル以内であること。
	第2種禁止地域	表示面積の合計は、3平方メートル以内であること。
	第3種禁止地域 第1種制限地域 第2種制限地域 第3種制限地域	表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。
管理用広告物 (第6条第3項第2号)	第1種禁止地域 第2種禁止地域 第3種禁止地域 第1種制限地域 第2種制限地域 第3種制限地域	表示箇所は管理する物件1件につき1箇所であり、表示面積は1平方メートル以内であること。

第5 許可を受けて禁止地域内に広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合における許可基準
 (条例の関係条項 第6条第4項、第10条第1項)

広告物の種類	地域区分	許可基準
自家用広告物	野立広告物	第1種禁止地域 (1) 地上から広告物の上端までの高さは、5メートル以下であること。 (2) 表示面積の合計は、3平方メートル以内であること。 (3) 表示部分が回転しないこと。
		第2種禁止地域 (1) 地上から広告物の上端までの高さは、5メートル以下であること。 (2) 表示面積の合計は、10平方メートル以内であること。 (3) 表示部分が回転しないこと。
		第3種禁止地域 (1) 地上から広告物の上端までの高さは、10メートル以下であること。 (2) 表示面積の合計は、15平方メートル以内であること。 (3) 表示部分が回転しないこと。
	壁面広告物	第1種禁止地域 (1) 表示面積は、広告物を表示する部分の建物の壁面面積の5分の1以内であること。 (2) 同一内容の広告物の表示個数は、1壁面につき1個であること。 (3) 壁面内に收まるように表示し、壁面からはみ出さないこと。 (4) 窓等の開口部分をふさいで表示し、又は設置しないこと。
		第2種禁止地域 (1) 表示面積は、広告物を表示する部分の建物の壁面面積の3分の1以内であること。 (2) 同一内容の広告物の表示個数は、1壁面につき1個であること。 (3) 壁面内に收まるように表示し、壁面からはみ出さないこと。 (4) 窓等の開口部分をふさいで表示し、又は設置しないこと。
		第3種禁止地域 (1) 表示面積は、広告物を表示する部分の建物の壁面面積の3分の1以内であること。 (2) 同一内容の広告物の表示個数は、1壁面につき1個であること。 (3) 壁面内に收まるように表示し、壁面からはみ出さないこと。 (4) 窓等の開口部分をふさいで表示し、又は設置しないこと。
	突出広告物	第1種禁止地域 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、2.5メートル以上であること。 (2) 1列1面の表示面積は、1平方メートル以内であること。 (3) 1壁面につき1列であること。 (4) 壁面からの突出幅は、1メートル以下であること。 (5) 公道上に突き出していないこと。 (6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。
		第2種禁止地域 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道(歩車道を含む。以下同じ。)上にあつては4.5メートル以上であること。 (2) 1列1面の表示面積は、2平方メートル以内であること。 (3) 1壁面につき1列であること。 (4) 壁面からの突出幅は、1.5メートル以下であること。 (5) 公道上に突き出している幅は、1メートル以下であること。 (6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。
		第3種禁止地域 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (2) 1列1面の表示面積は、10平方メートル以内であること。 (3) 1壁面につき2列以内であること。 (4) 壁面からの突出幅は、1.5メートル以下であること。 (5) 公道上に突き出している幅は、1メートル以下であること。 (6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。
屋上広告物	第2種禁止地域	(1) 広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2以下であり、かつ、5メートル以下であること。 (2) 地上から広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。 (3) 表示個数は、建物1棟につき1個であること。 (4) 広告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。
		(1) 広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2以下であり、かつ、10メートル以下であること。 (2) 地上から広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。 (3) 表示個数は、建物1棟につき1個であること。 (4) 広告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。
	第3種禁止地域	(1) 表示個数は、街灯柱1本につき1個であること。 (2) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (3) 広告物の地色に、赤色及び黄色を使用しないこと。 (4) 突出幅は、横 0.5メートル以下、縦 1.1メートル以下、1面の表示面積 0.5平方メートル以内であること。 (5) 同一の商店街、通り会等においては、同一の規格であること。
		(1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (2) 1面の表示面積は、0.5平方メートル以内であること。 (3) 同一アーケードにおいては、同一の規格であること。 (4) そで付き広告物の表示個数は、支柱1本につき1個であること。
アーケードのつり下げ又はそで付き広告物	第2種禁止地域	(1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (2) 1面の表示面積は、0.5平方メートル以内であること。 (3) 同一アーケードにおいては、同一の規格であること。 (4) そで付き広告物の表示個数は、支柱1本につき1個であること。
	第3種禁止地域	(1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (2) 1面の表示面積は、0.5平方メートル以内であること。 (3) 同一アーケードにおいては、同一の規格であること。 (4) そで付き広告物の表示個数は、支柱1本につき1個であること。

案内広告物	第1種禁止地域	(1) 表示面積の合計は、広告物1個につき1平方メートル以内(2以上の事業所が共同して表示する場合にあつては、2平方メートル以内)であること。 (2) 地上から広告物の上端までの高さは、2メートル以下であること。 (3) 案内のためのために必要な文字、記号、地図等を表示したもので、表示場所は広告物の設置目的に沿う場所で、幹線道路等に面していない事業所等が当該幹線道路等に表示する場合に限る。 (4) 表示個数は、1路線につき原則として1個であること。
	第2種禁止地域 第3種禁止地域	(1) 表示面積の合計は、広告物1個につき2平方メートル以内(2以上の事業所が共同して表示する場合にあつては、5平方メートル以内)であること。 (2) 地上から広告物の上端までの高さは、5メートル以下であること。 (3) 案内のためのために必要な文字、記号、地図等を表示したもので、表示場所は広告物の設置目的に沿う場所で、幹線道路等に面していない事業所等が当該幹線道路等に表示する場合に限る。 (4) 表示個数は、1路線につき原則として1個であること。

注　案内広告物とは、道標、案内板その他公共的目的をもつた広告物又は公衆の利便に供することを目的とする広告物をいう。

第6 制限地域における許可基準(条例の関係条項 第5条、第10条第1項)

広告物の種類	地域区分	許可基準
野立広告物	第1種制限地域	(1) 地上から広告物の上端までの高さは、10メートル以下であること。 (2) 表示面積の合計は、20平方メートル以内であること。
	第2種制限地域	(1) 地上から広告物の上端までの高さは、15メートル以下であること。 (2) 表示面積の合計は、25平方メートル以内であること。
	第3種制限地域	(1) 地上から広告物の上端までの高さは、15メートル以下であること。 (2) 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。
壁面広告物	第1種制限地域 第2種制限地域	(1) 表示面積は、広告物を表示する部分の建物の壁面面積の3分の1以内であること。 (2) 同一内容の広告物の表示個数は、1壁面につき1個であること。 (3) 壁面内に収まるように表示し、壁面からはみ出さないこと。 (4) 窓等の開口部分をふさいで表示し、又は設置しないこと。
	第3種制限地域	(1) 表示面積は、広告物を表示する部分の建物の壁面面積の5分の2以内であること。 (2) 同一内容の広告物の表示個数は、1壁面につき1個であること。 (3) 壁面内に収まるように表示し、壁面からはみ出さないこと。 (4) 窓等の開口部分をふさいで表示し、又は設置しないこと。
突出広告物	第1種制限地域	(1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (2) 1列1面の表示面積は、10平方メートル以内であること。 (3) 1壁面につき2列以内であること。 (4) 壁面からの突出幅は、1.5メートル以下であること。 (5) 公道上に突き出している幅は、1メートル以下であること。 (6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。
	第2種制限地域	(1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (2) 1列1面の表示面積は、20平方メートル以内であること。 (3) 1壁面につき2列以内であること。 (4) 壁面からの突出幅は、1.5メートル以下であること。 (5) 公道上に突き出している幅は、1メートル以下であること。 (6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。
	第3種制限地域	(1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (2) 1列1面の表示面積は、30平方メートル以内であること。 (3) 1壁面につき2列以内であること。 (4) 壁面からの突出幅は、1.5メートル以下であること。 (5) 公道上に突き出している幅は、1メートル以下であること。 (6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。

屋上広告物	第1種制限地域	(1) 広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2以下であり、かつ、10メートル以下であること。 (2) 地上から広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。 (3) 表示個数は、建物1棟につき1個であること。 (4) 広告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。
	第2種制限地域	(1) 広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2以下であり、かつ、15メートル以下であること。 (2) 地上から広告物の頂点までの高さは、46メートル以下であること。 (3) 表示個数は、建物1棟につき1個であること。 (4) 広告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。
	第3種制限地域	(1) 広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2以下であること。 (2) 地上から広告物の頂点までの高さは、46メートル以下であること。 (3) 広告物は、建築物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。
電柱、街灯柱又は消火栓標識柱のそで付き広告物	第1種制限地域 第2種制限地域 第3種制限地域	(1) 表示個数は、電柱等1本につき1個であること。 (2) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (3) 突出幅は、横0.5メートル以下、縦1.1メートル以下、1面の表示面積0.5平方メートル以内であること。ただし、消火栓標識柱のそで付き広告物については、突出幅は、横0.8メートル以下、縦0.5メートル以下、1面の表示面積0.4平方メートル以内であること。 (4) 広告物の地色に、赤色及び黄色を使用しないこと。 (5) 街灯柱のそで付き広告物については、同一の商店街、通り会等においては、同一の規格であること。
アーケードのつり下げ又はそで付き広告物	第1種制限地域 第2種制限地域 第3種制限地域	(1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (2) 1面の表示面積は、0.5平方メートル以内であること。 (3) 同一アーケードにおいては、同一の規格であること。 (4) そで付き広告物の表示個数は、支柱1本につき1個であること。
バス停留所のつり下げ広告物	第1種制限地域 第2種制限地域 第3種制限地域	(1) 表示個数は、上屋1棟につき1個であること。 (2) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (3) 1面の表示面積は、0.5平方メートル以内であること。
バス停留所標識広告物	第1種制限地域 第2種制限地域 第3種制限地域	(1) 標識の1面につき、表示部分の高さは0.6メートル以下、幅は0.75メートル以下であること。 (2) 広告物の地色に、赤色及び黄色を使用しないこと。
電柱等巻付け広告物	第1種制限地域 第2種制限地域 第3種制限地域	(1) 表示個数は、電柱等1本につき2個以内であること(2個の場合は、電柱等を中心に同じ高さに巻き付けたものに限る。)。 (2) 広告物の縦の長さは、1.5メートル以下であること。 (3) 地上から広告物の下端までの高さは、1.2メートル以上であること。 (4) 広告物の地色に、赤色及び黄色を使用しないこと。
立看板	第1種制限地域 第2種制限地域 第3種制限地域	(1) 表示部分の縦の長さは、2メートル以下、幅は、1メートル以下であること。 (2) 同一の者が表示する立看板相互の距離は、5メートル以上であること。
広告網	広告旗	(1) 縦の長さは、5メートル以下、幅は1メートル以下であること。 (2) 同一の者が表示する広告旗相互の距離は、5メートル以上であること。
	懸垂幕又は横断幕	(1) 表示部分の大きさは、長さ12メートル以下、幅1メートル以下であること。 (2) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。
はり紙又ははり札	第1種制限地域 第2種制限地域 第3種制限地域	(1) 表示面積は、1枚につき1平方メートル以内であること。 (2) 建物等にのり付けしないものであること。
アーチ型広告物	第1種制限地域 第2種制限地域 第3種制限地域	(1) アーチ全体の長さは、12メートル以下であること。 (2) 広告物の縦の長さは、1メートル以下であること。 (3) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。
気球広告(アド・バルーン)	第1種制限地域 第2種制限地域 第3種制限地域	(1) 取付位置は、危険物から離れていること。 (2) 気球の高さは、取付位置からの垂直距離が50メートル以下であること。

注 アーチ型広告物とは、道路上等に架設されたアーチ型の工作物に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。

別表第3(第4条の2関係)

条例第6条第2項第9号の知事が指定する団体が設置する掲出物件の設置の基準

道路の曲がり角、交差点、踏切及び横断歩道並びに信号機、道路標識、消火栓その他これらに類するものから10メートル以上離れていて、次に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合するもの

(1) 広告板

- ア 表示面積は、1区画が5平方メートル以内であること。
- イ 地上からの高さは、5メートル以下であること。
- ウ はり紙専用のものにあつては、表示部分をプラスチック板等で保護する装置が施されてすること。

(2) 広告塔

- ア 表示面積は、1面が5平方メートル以内であること。
- イ 地上からの高さは、5メートル以下であること。
- ウ はり紙専用のものにあつては、表示部分をプラスチック板等で保護する装置が施されてすること。

規則別記様式

別記

第1号様式（第3条の3関係）

広告物協定認定申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

代表者 住所 (〒)

氏名

電話番号

広告物協定が適当である旨の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

広告物協定の名称							
広告物協定の概要	広告物協定に 係る土地の区 域						
	広告物協定地 区の面積						
	表示の方法 〔表示又は設 置の基準〕						
	広告物協定の 有効期間	年	月	日	～	年	月
広告物協定地区内 の土地所有者等の 数							
広告物協定参加者 数							
添付書類		1 広告物協定の写し 2 広告物協定地区の範囲を示した図面					
備考							

広告物協定変更認定申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

代表者 住所 (〒)

氏名

電話番号

変更した広告物協定が適当である旨の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

広告物協定の名称		
認定申請事項	変更事項	
	変更前	
	変更後	
	変更年月日	年 月 日
添付書類		1 広告物協定の写し（変更前後） 2 協定地区の範囲を示した図面（変更前後） 3 その他変更の内容がわかる書類
備考		

第 号

広告物協定（変更）認定書

鹿児島県屋外広告物条例第5条の2第1項の規定により、(変更した)広告物協定は適当であることを認定します。

代表者の住所及び氏名	
広告物協定の名称	

年 月 日

鹿児島県知事

印

公共広告物届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 団体の所在地 (〒)

団体の名称

代表者

電話番号

屋外広告物を表示したい（屋外広告物を掲出する物件を設置したい）ので、関係書類を添えて届け出ます。

※ 広告物の種類					
形状及び寸法	縦 表示面数 地上からの高さ	m	横 表示面積	m m ²	
表示又は設置の場所	市 郡	町 村	字 丁目	番地 番	号
	※禁止又は制限 の地域区分	第1種禁止地域 第2種禁止地域 第3種禁止地域 第1種制限地域 第2種制限地域 第3種制限地域			
表示又は設置の目的					
表示又は設置の期間	年 月	日から	年 月	日まで	
広告物の管理責任者 (連絡先)					
添付書類	1 形状及び寸法に関する図面 2 意匠、色彩並びに表示の寸法及び面積を表示した図面 3 表示又は設置の場所の見取図				
※ 協議・指導事項					
備考	届出者は、※印の欄には記入しないでください。				

屋外広告物許可申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所（事業所の所在地）（〒
氏名（事業所の名称及び代表者）
電話番号

屋外広告物を表示したい（屋外広告物を掲出する物件を設置したい）ので、関係書類を添えて申請します。

※広告物の種類			数 量	個(枚)	
形 状 及 び 寸 法	1 個(枚)当たり 縦 m 横 m 表示面数 表示面積 m ² 地上からの高さ m				
			照 明 装 置	有 (外照・内照)	無
表示又は設置の場所	市 郡	町 村	字 丁目	番地 番	号
	用 途 地 域	※禁止又は制限の地域区分 第1種禁止地域 第2種禁止地域 第3種禁止地域 第1種制限地域 第2種制限地域 第3種制限地域			
表示又は設置の期間	年 月 日から		年 月 日まで (間)		
管 理 者	氏名 電話番号				
工 事 施 工 者	住所（〒 氏名 電話番号		屋外広告業登録 業の登録	鹿児島県屋外広告業登録 第 号 年 月 日	
工 事 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (間)				
他の法令による許可等	許可の種別	根拠法令	許可番号	許可年月日	備 考
	工作物確認	建築基準法			
	道路占用許可	道 路 法			(国, 県, 市町村道)
	道路使用許可	道 路 交 通 法			
	その他()				
添 付 書 類	1 形状、寸法、材料及び構造を表した図面（建物利用の場合は建物との関係を表示すること。） 2 意匠、色彩並びに表示の寸法及び面積を表した図面 3 表示又は設置の場所の見取図（付近の道路又は鉄道までの距離を表示すること。） 4 自己が所有し、又は管理する土地及び建物以外の土地及び建物に表示し、又は設置する場合は、土地及び建物の所有者又は管理者の承諾があることを証する書面 5 その他（ ）				
※ 許 可 の 条 件			受 付 印	許 可 印	
備 考	1 申請者は、※印の欄には記入しないでください。 2 申請書の記入欄が不足する場合は、別紙としてください。 3 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、鹿児島県知事に対して行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求をし、又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところによりこの処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、鹿児島県を被告として(訴訟において県を代表する者は鹿児島県知事となります。)処分の取消しの訴え提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。				

屋外広告物更新許可申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所（事業所の所在地）（〒
氏名（事業所の名称及び代表者）
電話番号

屋外広告物の表示期間（屋外広告物を掲出する物件の設置期間）の許可を更新したいので、関係書類を添えて申請します。

※広告物の種類			数 量	個(枚)
形状及び寸法	1 個(枚)当たり 縦 m 横 m 表示面数 表示面積 m ² 地上からの高さ m			
材料又は材質			照 明 装 置	有 (外照・内照) 無
表示又は設置の場所	市 郡	町 村	字 丁目	番地 番 号
	用途地域			
	※禁止又は制限の地域区分	第1種禁止地域 第1種制限地域	第2種禁止地域 第2種制限地域	第3種禁止地域 第3種制限地域
表示又は設置の期間	年 月 日から	年 月 日まで	(間)	
管 理 者	氏名 電話番号			
現在の許可の状況等	当初許可年月日	年 月 日		
	現在の許可番号	第 号		
	現在の許可期間	年 月 日から	年 月 日まで	(間)
他の法令による許可等	許可の種別	根拠法令	許可番号	許可年月日 備考
	工作物確認	建築基準法		
	道路占用許可	道路法		(国、県、市町村道)
	道路使用許可	道路交通法		
	その他()			
添付書類	1 形状、寸法、材料及び構造を表した図面(建物利用の場合は建物との関係を表示すること。) 2 意匠、色彩並びに表示の寸法及び面積を表した図面 3 表示又は設置の場所の見取図(付近の道路又は鉄道までの距離を表示すること。) 4 自己が所有し、又は管理する土地及び建物以外の土地及び建物に表示し、又は設置をする場合は、土地及び建物の所有者又は管理者の承諾があることを証する書面 5 点検結果の報告が必要な広告物等(表示面積が10平方メートルを超えるものにあつては、安全点検結果報告書(別記第7号様式)) 6 その他()			
※ 更新許可の条件			受付印	許可印
備考	1 申請者は、※印の欄には記入しないでください。 2 申請書の記入欄が不足する場合は、別紙としてください。 3 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、鹿児島県知事に対して行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求をし、又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところによりこの処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、鹿児島県を被告として(訴訟において県を代表する者は鹿児島県知事となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。			

安全点検結果報告書

年 月 日

鹿児島県知事

殿

報告者 住所（〒）
氏名
電話番号

屋外広告物（屋外広告物を掲出する物件）の安全点検を実施したので、次のとおり報告します。

広告物の種類		数量		個(枚)		
形状及び寸法	1 個(枚)当たり	縦 表示面数 地上からの高さ	m	横 表示面積	m ²	
	市		町	字	番地	
	郡		村	丁目	番	
表示又は設置の年月日	年	月	日			
現在の許可の状況等	当初許可年月日	年	月	日		
	現在の許可番号	第		号		
	現在の許可期間	年	月	日から	年	月
点検年月日	年	月	日			
点検者	氏名					
	住所					
	電話番号					
	資格名称					
点検箇所	点検項目	異常の有無	異常がある場合の対応			改善の概要
			経過観察	要改善	即時修理	
上基部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	2 溶接部の劣化、コーティングの劣化等	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	3 広告板底部の腐食、水切り孔の詰まり	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	3 周辺機器の劣化、破損	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
その他	1 附属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他附属品）の腐食、破損	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	2 避雷針の腐食、損傷	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	3 その他点検した事項（ ）	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
備考	1 この報告書は、屋外広告物更新許可申請書に添えて提出してください。 2 表示面積が10平方メートルを超える、又は高さが4メートルを超える屋外広告物について、この報告書を提出してください。 3 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「改善の概要」の欄に斜線を引いてください。					

屋外広告物変更許可申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所（事業所の所在地）（〒
　　）
　　氏名（事業所の名称及び代表者）
　　電話番号

屋外広告物を変更の上表示したい（屋外広告物を掲出する物件を改造の上設置したい）ので、関係書類を添えて申請します。

※広告物の種類			数量	個(枚)	
表示又は設置の場所	市	町	字	番地	
	郡	村	丁目	番	号
	用途地域	※禁止又は制限の地域区分	第1種禁止地域 第1種制限地域	第2種禁止地域 第2種制限地域	第3種禁止地域 第3種制限地域
表示又は設置の期間	年 月	日から	年 月	日まで	(間)
管理 者	氏名 電話番号				
現在の許可の状況等	当初許可年月日	年 月 日			
	現在の許可番号	第 号			
	現在の許可期間	年 月	日から	年 月	日まで
変更の内容	変更前				
	変更後				
変更の理由					
他の法令による許可等	許可の種別	根拠法令	許可番号	許可年月日	備考
	工作物確認	建築基準法			
	道路占用許可	道路法			(国, 県, 市町村道)
	道路使用許可	道路交通法			
	その他()				
添付書類	1 形状, 寸法, 材料及び構造を表した図面（建物利用の場合は建物との関係を表示すること。） 2 意匠, 色彩並びに表示の寸法及び面積を表した図面 3 その他()				
※ 変更許可の条件			受付印	許可印	
備考	1 申請者は、※印の欄には記入しないでください。 2 申請書の記入欄が不足する場合は、別紙としてください。 3 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、鹿児島県知事に対して行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求をし、又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところによりこの処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、鹿児島県を被告として(訴訟において県を代表する者は鹿児島県知事となります。)処分の取消しの訴え提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。				

第9号様式（第9条関係）



第10号様式（第9条関係）



屋外広告物除去（滅失）届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所（事業所の所在地）（〒
 ）
 氏名（事業所の名称及び代表者）

電話番号

屋外広告物（屋外広告物を掲出する物件）を除却した（滅失した）ので、届け出ます。

許可年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号			
表示又は設置の 期間	年 月 日から 年 月 日まで			
表示又は設置の 場所	市 郡	町 村	字 丁目	番地 番号
除却又は滅失し た広告物の種類 及び数量	種類		数量	枚 個
管 理 者	住所（〒 ） 氏名			
その他の必要事項				
備考	1 この届出の際には、屋外広告物許可証を添えてください。 2 届出の別により、除却又は滅失のいずれかの文字を抹消してください。			

屋外広告物管理者等設置・変更届

年 月 日

鹿児島県知事 殿

〒(- - -)

届出者 住 所

氏 名

電 話 (- - -)

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
商号又は名称及び代表者の氏名 〕

屋外広告物（屋外広告物を掲出する物件）の
ので、次のとおり届け出ます。

〔 管理者を設置した
 表示者 設置者 管理者 を変更した
 表示者 設置者 管理者 の氏名
若しくは名称又は住所を変更した 〕

許可年月日及び番号		年 月 日 第 号				
表示（設置）の期間		年	月	日 から		
		年	月	日 まで		
表示（設置）の場所						
種 類				数 量 枚 個		
管理者設置 変 更 年 月 日		年 月 日				
届 出 事 項	管理者設置の場合		住所 〒(- - -)	電話 (- - -)		
			氏名			
	変更の場合		住所 〒(- - -)	電話 (- - -)		
			氏名 (名称)			
			新	表示 又 は 設 置 者	住所 〒(- - -)	電話 (- - -)
			旧		氏名 (名称)	電話 (- - -)
新	管 理 者	住所 〒(- - -)	電話 (- - -)			
旧		氏名	電話 (- - -)			
資格						

注1 [] 内は、該当する箇所（□）に「レ印」を記入してください。

2 「表示者 設置者 管理者」については、該当するものを○で囲んでください。

3 管理者の資格が必要な場合、「資格」欄に資格の名称を記入するとともに、それを証する書面を添付してください。

受 領 書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

返還を受けた者 住 所

氏 名

事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名を
併せて記載すること。

次のとおり 屋外広告物（屋外広告物を掲出する物件）
屋外広告物の売却代金（屋外広告物を掲出する物件の売却代金） の返還を受け
ました。

返還を受けた日時	年 月 日 午前・午後 時 分
返還を受けた場所	
返還を受けた広告物又は掲出物件	整理番号
	名称又は種類
	数量 個（枚）
返還を受けた広告物又は掲出物件の売却代金の額	円
備考	

(表)

第 号
(職)
(氏名)

鹿児島県屋外広告物立入検査員証

年 月 日 交付

鹿児島県知事

印

(裏)

鹿児島県屋外広告物条例抄 昭和39年
鹿児島県条例第83号

(立入検査)

- 第17条 知事は、この条例を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

備考 用紙の大きさは、縦9センチメートル、横7センチメートルとする。

鹿児島県知事

殿

申請者 住 所 〒 (- -)

氏 名

証 紙 欄

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
商号又は名称及び代表者の氏名 〕

屋外広告業登録申請書

屋外広告業の登録を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

登録の種類 (新規・更新)	※登録番号	屋外広告業登録 第 号	
		※登録年月日	年 月 日
法人・個人の別			
フリガナ 商号、名称又は氏名 法人にあつては、商号又 は名称及び代表者の氏名			
住 所 〔 法人にあつては、主た る事務所の所在地 〕	〒 (- -)	電話 (- - -)	
1 管内において営業を行う 営業所の名称 及び所在地	営業所の名称	営業所の所在地(郵便番号)	電話番号
		〒 (- -)	
2 業務主任者の 氏名及びそ の所属する営 業所の名称	所属営業所名	業務主任者の氏名	摘要
3 法人である 場合の役員 (業務を執行 する社員、取 締役、代表 者、執行役又 はこれらに準 ずる者)の職 名及び氏名	職名	氏名	職名
4 他の地方公 共団体におけ る登録状況	登録を受けた地方公共団体名	登録年月日	登録番号

(第2紙)

5 未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	氏 名 〔法人にあつては、商号又は名称及び代表者の氏名〕			
	住 所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕		〒 (- -) 電話 (- - -)	
6 法定代理人が法人である場合のその役員(業務を執行する社員、取締役、代表者、執行役又はこれらに準ずる者)の職名及び氏名	職名	氏名	職名	氏名
7 管内において営業を行う営業所が2以上ある場合の営業所の名称及び所在地並びに業務主任者の氏名及びその所属する営業所の名称	営業所 2	営業所の名称	営業所の所在地 (郵便番号) 〒 (- -)	電話番号
		所属営業所名	業 務 主 任 者 の 氏 名	摘要
	営業所 3	営業所の名称	営業所の所在地 (郵便番号) 〒 (- -)	電話番号
		所属営業所名	業 務 主 任 者 の 氏 名	摘要

注1 ※印のある欄には初回登録の場合、記入しないこと。

2 「登録の種類」及び「法人・個人の別」については、それぞれ該当するものを記入すること。

3 摘要欄には、屋外広告士、講習会修了者その他の業務主任者の要件を満たす資格を記入すること。

4 次の書面を添付すること。

(1) 登録申請者(法人にあつてはその役員、未成年者にあつてはその法定代理人(法定代理人が法人である場合には当該法人及びその役員)を含む。)が登録拒否の要件に該当しない旨の誓約書

(2) 業務主任者がその資格に適合することを証する書面

(3) 業務主任者が在籍していることを証する書面

(4) 登録申請者(法人にあつてはその役員をいい、未成年者にあつてはその法定代理人(法定代理人が法人である場合にはその役員)を含む。)の略歴書

(5) 法人(未成年者の法定代理人である法人を含む。)にあつては登記事項証明書、個人(未成年者の法定代理人である個人を含む。)にあつては住民票の写し(いずれも3か月以内に発行されたもの)

5 この申請書の各欄に記入できないものは、別紙に記入の上添付すること。

6 申請書の記載が第1紙で完了する場合は、第2紙は提出する必要がないこと。

7 管内において営業を行う営業所が2以上ある場合は、第2紙を利用することができます。

鹿児島県知事

殿

誓 約 書

登録申請者

〔本人
法人の役員
法定代表人
法定代表人（法
人）の役員〕

は、屋外広告物条例に定める登録拒否の要件に該当しない

者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

注 「本人 法人の役員 法定代理人 法定代理人（法人）の役員」は、該当するものを
○で囲むこと。

第16号様式（第13条の2関係）

登録申請者 本人の役員
法定代理人
法定代表人(法人)の役員 の略歴書

現住所	〒 (- - -)		
		電話 (- - -)	
氏名（法人にあつては、役員の氏名）		生年 月日	年 月 日
略歴	期間 自 年 月 日 至 年 月 日	職務内容又は業務内容	
賞罰等	年 月 日	賞罰等の内容	
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日			
氏名			

- 注1 「本人 法人の役員 法定代理人 法定代理人(法人)の役員」は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 「職務内容又は業務内容」は、屋外広告業に係る職務内容又は業務内容を全て記載すること。
- 3 「賞罰等」は、屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた経歴及び屋外広告業の登録の取消し及び営業停止に係る処分を受けた経歴（役員としての経歴を含む。）について記入すること。

鹿児島県屋外広告業登録第 号

屋外広告業者登録済証

鹿児島県屋外広告物条例第19条の4の規定により、屋外広告業者登録簿に登録したことを証明します。

商号、名称又は氏名	
法人にあつては、その代表者の氏名	
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	(〒)
登録(更新)年月日	
登録(更新)の有効期間	

年 月 日

鹿児島県知事

印

第16号様式の3（第13条の4関係）

年 月 日

鹿児島県知事

殿

届出者 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
商号又は名称及び代表者の氏名 〕

屋外広告業登録事項変更届出書

屋外広告業の登録事項に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

登録番号	屋外広告業登録 第 号		
登録年月日	年 月 日		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
1 商号、名称又は氏名 2 住所 〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地 〕 3 営業所の名称又は所在地 4 役員の氏名 5 法定代理人の氏名又は住所 〔 法人にあつては、商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名 〕 6 業務主任者の氏名又はその所属営業所			

注1 変更に係る事項については、該当するものを○で囲むこと。

- 2 変更に係る事が次のいずれかに該当するときは、当該事項に該当する書類を添付すること。
- (1) 商号、名称若しくは氏名又は住所の変更 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し
 - (2) 営業所の名称又は所在地の変更 登記事項証明書（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）
 - (3) 法人の役員の変更 登記事項証明書並びに誓約書及び略歴書
 - (4) 法人の役員の氏名の変更 氏名の変更が確認できる書類
 - (5) 法定代理人の変更 誓約書及び略歴書並びに法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し
 - (6) 業務主任者の変更 資格等を証明するもの（写し可）及び在籍証明書

第16号様式の4 (第13条の5関係)

年 月 日

鹿児島県知事

殿

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
商号又は名称及び代表者の氏名〕

屋外広告業廃業等届出書

屋外広告業の廃業等となりましたので、次のとおり届け出ます。

登録番号	屋外広告業登録 第 号		
登録年月日	年 月 日		
屋外広告業者の住所及び 商号、名称又は氏名 〔法人にあつては、主たる 事務所の所在地、商号又 は名称及び代表者の氏名〕	住 所	商号、名称 又は氏名	
届出理由	1 死亡	2 消滅	3 破産
	4 解散	5 廃止	
届出理由の生じた日	年 月 日		
屋外広告業者と届出人との 関係	1 相続人	2 元代表役員	3 破産管財人
	4 清算人	5 本人	

注 「届出の理由」及び「屋外広告業者と届出人との関係」については、それぞれ該当する番号を○で囲むこと。

第16号様式の5（第13条の6関係）

屋外廣告業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合においては、その代表者の氏名	
登録番号	鹿児島県屋外廣告業登録第 号
登録年月日	年 月 日
営業所の名称	
業務主任者の氏名	

備考 標識の大きさは、縦35センチメートル以上、横40センチメートル以上とします。

第16号様式の6（第13条の7関係）

屋外広告物台帳			
事業年度	年度	整理番号	
注文者の商号、 名称又は氏名			
注文者の住所	(〒) (電話番号)		
広告物の表示又は掲出物件の設置の場所			
表示した広告物又は設置した掲出物件の 名称又は種類及び数量	名称又 は種類		数量
当該表示又は設置の 年月日	年 月 日		
請負金額			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

受講一部免除申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所

氏 名

電話番号

屋外広告物講習会における屋外広告物の施工に関する事項の受講の免除を申請します。

区分	取得資格の名称								
	建築士		電気工事士	電気主任技術者			職業訓練員等		
免許等の種類	一級	二級		第一種	第二種	第三種	指導員	技能検定	職業練習
証書等番号									
取得年月日									
備考	1 免許等の種類欄には、該当するものを○で囲んでください。 2 資格を有することを証する書面の写しを添付してください。								

第 号

講習会修了証明書

氏 名
生年月日

鹿児島県屋外広告物条例第19条の10の規定による屋外広告物講習会の講習を修了したことと証明します。

年 月 日

鹿児島県知事

印

講習会修了者等認定申請書

年　月　日

鹿児島県知事 殿

申請者氏名

講習会の修了者と同等以上の知識を有するものとの認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(ふりがな) 氏　名				
住　所	(〒　　　　　) 電話番号			
生年月日	年　月　日			
認定の資格	営業所名	所在地	職　名	職務内容
法の 令 違 反 有 無	※ 認定資格 判定			
備考	1 職歴を証明する書類を添付してください。 2 法令違反の有無欄には、認定申請日前の過去5年間における屋外広告物に関する法令違反の有無を記入し、違反がある場合は、併せてその違反の内容の概要を記入してください。 3 申請者は、※印の欄には記入しないでください。 4 申請書の記入欄が不足する場合は、別紙としてください。			

第 号

講習会修了者等認定書

氏 名

生年月日

鹿児島県屋外広告物条例第19条の11第1項第4号の規定により、同条例第19条の10第1項の規定により開催された屋外広告物講習会の修了者と同等以上の知識を有するものと認定します。

年 月 日

鹿児島県知事

印

再交付申請書

年 月 日

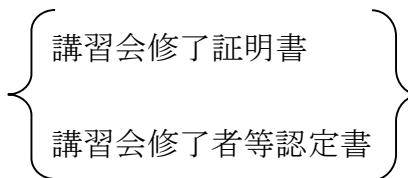
鹿児島県知事 殿

申請者 住 所(〒)

氏 名

生年月日

電話番号

次の理由により  の再交付を申請します。

申請の理由

ア 亡失

イ 滅失

ウ 汚損

エ 破損

備考	1 申請の別により、いずれかの文字を○で囲んでください。 2 申請の理由については、該当するものを○で囲んでください。 3 申請の理由が汚損又は破損の場合は、その証書を添付してください。
----	---

(表)

第 号

(職)

(氏名)

鹿児島県屋外広告業立入検査員証

年 月 日 交付

鹿児島県知事

印

(裏)

鹿児島県屋外広告物条例抄 昭和39年
鹿児島県条例第83号

(報告及び検査)

第19条の17 知事は、屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に關係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係人に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 用紙の大きさは、縦9センチメートル、横7センチメートルとする。

鹿児島県屋外広告物審議会規則

鹿児島県屋外広告物審議会規則〔昭和30年11月11日〕 規則第72号

改正 昭和39年12月21日 規則第145号
平成8年3月27日 第17号
平成11年5月18日 第54号
平成13年11月26日 第73号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島県屋外広告物条例（昭和39年鹿児島県条例第83号）第21条第4項の規定に基づき、鹿児島県屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を統轄し、審議会の会議の議長となる。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議の招集)

第3条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、審議会開会の日の少なくとも3日前までに、会議の期日、場所及び審議事項を委員に通知しなければならない。ただし、急を要するときは、この限りでない。

(議事)

第4条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員でその議事につき直接の利害関係を有する者は、議決に参加することはできない。

(代理人の出席)

第5条 行政機関又は団体を代表する者として委員に任命され、又は委嘱された者は、やむを得ない事情により会議に出席できない場合は、当該委員の属する行政機関又は団体の役員又は職員である者を代理人として当該会議に出席させることができる。この場合において、当該委員は、当該代理人に対し、代理人であることを証する委任状を付与するものとする。

(関係者の出席)

第6条 知事又は審議会が必要があると認めたときは、関係者を審議会の会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(幹事及び書記)

第7条 審議会に幹事及び書記若干名を置き、知事がこれを命ずる。

2 幹事は、会長の命を受け会務を整理する。

3 書記は、幹事の命を受け庶務に従事する。

(議事録)

第8条 審議会の会議の議事については、議事録を作成し、議長の指名した委員2人がこれに署名押印する。

2 議事録に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 審議事項

(2) 開催の日時及び場所

(3) 出席した委員の氏名（代理人が出席した場合は、委任した委員及び代理人の氏名）

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、屋外広告物条例施行の日（昭和30年11月1日）から適用する。

附 則（昭和39年12月21日規則第145号）

この規則は、昭和40年1月1日から施行する。

附 則（平成8年3月27日規則第17号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年5月18日規則第54号）

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成13年11月26日規則第73号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 平成13年4月1日前に作成された審議会の議事録については、改正前の鹿児島県屋外広告物審議会規則第10条の規定は、なおその効力を有する。

屋外広告物安全基準（案）

屋外広告物安全基準（案）

〔昭和55年3月 屋外広告物安全基準
調査委員会報告 建設省委託調査報告〕

はじめに

建築物の屋上、壁面に設置される広告板、広告塔については、落下した場合大きな事故となる可能性があり、安全性の確保が十分になされている必要がある。しかしながら、台風に伴う強風などの我国特有の気象条件の下で屋外広告物の落下等の事故が相当程度発生している状況にあり事故防止対策には万全を期す必要がある。

このような屋外広告物の事故防止のためには、基本的には屋外広告物の設置にあたる屋外広告物業者等の、自主的努力により安全確保が図られることが必要である。

一方、屋外広告物については、担当行政機関によって設置許可等の際に安全性も含めた審査が行われているところであるが、高さが4m以下のものについては担当行政機関が審査に当つて拠りどころとすべき具体的な基準を定めていない状況にあり、かかる基準の策定に対する要請が生じている。

このような状況に鑑み、屋外広告物の安全性審査と事故防止のための適切な指導に寄与するため、今回屋外広告物安全基準を策定したものである。

屋外広告物安全基準（案）

第1条 趣旨

この基準は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物又は広告板、広告塔等の専ら屋外広告物を掲出するための物件（以下「広告物」という。）について公衆に対する危害の防止を図るため必要とされる一般的、技術的基準を定めるものとする。

第2条 適用の範囲

この基準は、次に掲げる広告物については適用しない。

- 1 はり紙、はり札、巻付広告
- 2 アドバルーン
- 3 広告幕
- 4 人、動物又は車輌、船舶等に表示される広告物
- 5 仮設広告物

第3条 構造強度

広告物は、その種類、用途、規模、構造の種別及び設置の状況に応じて、構造部材をつり合いよく有効に配置、接合して、全体がこれに作用する自重、積雪及び風圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して脱落、倒壊、飛散しないよう安全であるようにしなければならないものとする。

第4条 設計図書

広告物の設置については、原則として設計図を作成しなければならないものとする。

第5条 構造計算

設計図書の作成に当たっては、公衆に対する危害防止のため特に必要があると認められる場合には、構造計算によってその構造が安全であることを確かめなければならないものとする。

第6条 構成材料の品質等

- 1 広告物（基礎を含む。）に使用する材料の品質は、設計強度の計算に当たって信頼できる強度を持ったものとして日本工業規格若しくは日本農林規格又はこれらと相当品でなければならないものとする。
- 2 広告物の材料は、腐食、腐朽若しくは摩損しにくいもの、又は有効なさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置をしたものを使用しなければならないものとする。
この場合木材については、節、腐れ、纖維の傾斜、割れ等による耐力、耐久上の欠点がないものでなければならないものとする。

第7条 構成部材の接合方法

広告物を構成する各種の部材の相互の接合については、当該広告物全体の構造強度を維持するため十分配慮しなければならない。

第8条 基礎

広告物の基礎は、これに接する周囲の部分より高くして排水を良好に保つとともに、広告物に作用する応力を安全に地盤に伝え、かつ地盤の沈下又は変形に対して安全なものとしなければならない。

- 2 木材については、雨水に濡れる部分、建植の地中部分、特に地面に接し乾湿の状態が繰り返される部分について、有効な防腐措置を講ずるとともに、必要に応じてしろあり等による虫害の防止措置を講じなければならないものとする。

第9条 建築物等との緊結

建築物の屋上、屋根、壁面等に取り付ける広告物及び電柱等の工作物に取り付ける広告物については、風圧並びに地震その他の振動及び衝撃によって脱落しないようにしなければならないものとする。

第10条 可動広告物の危害防止措置

可動広告物については、特に風圧により容易に転倒しないようにしなければならないものとする。

第11条 工事現場の危害防止

広告物の工事の施工者は、工事の施工に伴う危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

第12条 維持保全

広告物の所有者、管理者又は占有者は常にその広告物を適切に管理し、安全性の確保に努めなければならないものとする。

参 考 法 令

◎ 都市計画法（抄） 昭和43年6月15日
法律 第100号

（地域地区）

第8条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区を定めることができる。

- (1) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域（以下「用途地域」と総称する。）
- (2)～(5)の2 省略
- (6) 景観法（平成16年法律第110号）第61条第1項の規定による景観地区
- (7) 風致地区
- (8)～(11) 省略
- (12) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第5条の規定による緑地保全地域、同法第12条の規定による特別緑地保全地区又は同法第34条第1項の規定による緑化地域
- (13) 省略
- (14) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定による生産緑地地区
- (15) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第143条第1項の規定による伝統的建造物群保存地区
- (16) 省略

2 省略

3 地域地区については、都市計画に、第1号及び第2号に掲げる事項を定めるものとともに、第3号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- (1) 地域地区の種類（特別用途地区にあつては、その指定により実現を図るべき特別の目的を明らかにした特別用途地区の種類）、位置及び区域
- (2) 次に掲げる地域地区については、それぞれ次に定める事項
 - イ 用途地域 建築基準法第52条第1項第1号から第4号までに規定する建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）並びに同法第53条の2第1項及び第2項に規定する建築物の敷地面積の最低限度（建築物の敷地面積の最低限度にあつては、当該地域における市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。）
 - ロ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域 建築基準法第53条第1項第1号に規定する建築物の建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。），同法第54条に規定する外壁の後退距離の限度（低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため必要な場合に限る。）及び同法第55条第1項に規定する建築物の高さの限度
 - ハ 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域 建築基準法第53条第1項第1号から第3号まで又は第5号に規定する建築物の建蔽率
 - ニ 特定用途制限地域 制限すべき特定の建築物等の用途の概要
 - ホ～リ 省略
- (3) 面積その他政令で定める事項

4 省略

第9条 第一種低層住居専用地域は、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。

- 2 第二種低層住居専用地域は、主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。
- 3 第一種中高層住居専用地域は、中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。

- 4 第二種中高層住居専用地域は、主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。
 - 5 第一種住居地域は、住居の環境を保護するため定める地域とする。
 - 6 第二種住居地域は、主として住居の環境を保護するため定める地域とする。
 - 7 準住居地域は、道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域とする。
 - 8 田園住居地域は、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。
 - 9 近隣商業地域は、近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域とする。
 - 10 商業地域は、主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域とする。
 - 11 準工業地域は、主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域とする。
 - 12 工業地域は、主として工業の利便を増進するため定める地域とする。
 - 13 工業専用地域は、工業の利便を増進するため定める地域とする。
 - 14~21 省略
 - 22 風致地区は、都市の風致を維持するため定める地区とする。
 - 23 省略
- (建築物の建蔽率等の指定)
- 第 41 条** 都道府県知事は、用途地域の定められていない土地の区域における開発行為について開発許可をする場合において必要があると認めるときは、当該開発区域内の土地について、建築物の建蔽率、建築物の高さ、壁面の位置その他建築物の敷地、構造及び設備に関する制限を定めることができる。
- 2 省略

◎ 景 観 法 (抄) (平成 16 年 6 月 18 日)
法 律 第 1 1 0 号

(定義)

- 第 7 条** この法律において「景観行政団体」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下この項及び第 98 条第 1 項において「指定都市」という。）の区域にあっては指定都市、同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下この項及び第 98 条第 1 項において「中核市」という。）の区域にあっては中核市、その他の区域にあっては都道府県をいう。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であって、第 98 条第 1 項の規定により第 2 章第 1 節から第 4 節まで、第 4 章及び第 5 章の規定に基づく事務（同条において「景観行政事務」という。）を処理する市町村の区域にあっては、当該市町村をいう。

- 2 省略
- 3 この法律において「屋外広告物」とは、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物をいう。

4 ~ 6 省略

(景観計画)

- 第 8 条** 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第 11 条及び第 14 条第 2 項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

- (1)~(5) 省略
- 2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）
- (2) 良好的な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- (3) 第19条第1項の景観重要建造物又は第28条第1項の景観重要樹木の指定の方針（当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。）
- (4) 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの
 - イ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

ロ～ホ 省略

3～11 省略

（景観重要建造物の指定）

第19条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針（次条第3項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。）で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。

2, 3 省略

（景観重要樹木の指定）

第28条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針（次条第3項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令（都市計画区域外の樹木にあっては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。

2, 3 省略

第61条 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地の区域については、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画に、景観地区を定めることができる。

（準景観地区の指定）

第74条 市町村は、都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域のうち、相当数の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている一定の区域について、その景観の保全を図るため、準景観地区を指定することができる。

2～6 省略

（準景観地区内における行為の規制）

第75条 市町村は、準景観地区内における建築物又は工作物について、景観地区内におけるこれらに対する規制に準じて政令で定める基準に従い、条例で、良好な景観を保全するため必要な規制（建築物については、建築基準法第68条の9第2項の規定に基づく条例により行われるものを除く。）をすることができる。

2, 3 省略

第76条 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において、建築物又は工作物（以下この条において「建築物等」という。）の形態意匠の制限が定められている区域に限る。）内における建築物等の形態意匠について、政令で定める基準に従い、条例で、当該地区計画等において定められた建築物等の形態意匠の制限に適合するものとしなければならないこととすることができる。

2 省略

3 第1項の規定に基づく条例（以下「地区計画等形態意匠条例」という。）には、第63条、第64条、第66条、第68条及び第71条の規定の例により、当該条例の施行のため必要な市町村長による計画の認定、違反建築物又は違反工作物に対する違反是正のための措置その他の措置に関する規定を定めることができる。

4～6 省略

(景観協定の締結等)

第 81 条 景観計画区域内の一団の土地（公共施設の用に供する土地その他の政令で定める土地を除く。）の所有者及び借地権を有する者（土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 98 条第 1 項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号。以下「大都市住宅等供給法」という。）第 83 条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権を有する者。以下この章において「土地所有者等」という。）は、その全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する協定（以下「景観協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第 98 条第 1 項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

2 景観協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 景観協定の目的となる土地の区域（以下「景観協定区域」という。）
- (2) 良好な景観の形成のための次に掲げる事項のうち、必要なもの
 - イ 建築物の形態意匠に関する基準
 - ロ 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準
 - ハ 工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準
- (3) 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項
- ホ 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準
- ヘ 農用地の保全又は利用に関する事項
- ト その他良好な景観の形成に関する事項

- (4) 景観協定の有効期間
- (5) 景観協定に違反した場合の措置

3, 4 省略

◎ 都市緑地法（抄）昭和 48 年 9 月 1 日法律 第 72 号

(緑地保全地域に関する都市計画)

第 5 条 都市計画区域又は準都市計画区域内の緑地で次の各号のいずれかに該当する相当規模の土地の区域については、都市計画に緑地保全地域を定めることができる。

- 1 無秩序な市街地化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの
- 2 地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの

(特別緑地保全地区に関する都市計画)

第 12 条 都市計画区域内の緑地で次の各号のいずれかに該当する土地の区域については、都市計画に特別緑地保全地区を定めることができる。

- (1) 無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯若しくは雨水貯留浸透地帯（雨水を一時的に貯留し又は地下に浸透させることにより浸水による被害を防止する機能を有する土地の区域をいう。）として適切な位置、規模及び形態を有するもの
- (2) 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの
- (3) 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの
 - イ 風致又は景観が優れていること。
 - ロ 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があること。

2 省略

(緑化地域に関する都市計画)

第34条 都市計画区域内の都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた土地の区域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域については、都市計画に、緑化地域を定めることができる。

2, 3 省略

◎ 生産緑地法（抄）〔昭和49年6月1日 法律 第 6 8 号〕

(生産緑地地区に関する都市計画)

第3条 市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定による市街化区域をいう。）内にある農地等で、次に掲げる条件に該当する一団のものの区域については、都市計画に生産緑地地区を定めることができる。

(1)～(3) 省略

2～6 省略

◎ 文化財保護法（抄）〔昭和25年5月30日 法律 第 2 1 4 号〕

第3章 有形文化財

(指定)

第27条 文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

2 文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものを国宝に指定することができる。

(重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財の指定)

第78条 文部科学大臣は、有形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要有形民俗文化財に、無形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定することができる。

2～3 省略

第7章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第109条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3～6 省略

(仮指定)

第110条 前条第1項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2～3 省略

第9章 伝統的建造物群保存地区

(伝統的建造物群保存地区)

第142条 この章において「伝統的建造物群保存地区」とは、伝統的建造物群及びこれと一体をしてその価値を形成している環境を保存するため、次条第1項又は第2項の定めるところによ

り市町村が定める地区をいう。

(伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護)

第143条 市町村は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条又は第5条の2の規定により指定された都市計画区域又は準都市計画区域内においては、都市計画に伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合においては、市町村は、条例で、当該地区の保存のため、政令の定める基準に従い必要な現状変更の規制について定めるほか、その保存のため必要な措置を定めるものとする。

2 市町村は、前項の都市計画区域又は準都市計画区域以外の区域においては、条例の定めるところにより、伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3～5 省略

◎ 鹿児島県文化財保護条例（抄）

〔昭和30年12月26日
条例 第48号〕

第2章 指定有形文化財

(指定)

第4条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち県にとって重要なものを鹿児島県指定有形文化財（以下「指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2～6 省略

第4章 指定有形民俗文化財・指定無形民俗文化財

(指定)

第25条 教育委員会は、県の区域内に存する有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鹿児島県指定有形民俗文化財（以下「指定有形民俗文化財」という。）に、県の区域内に存する無形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鹿児島県指定無形民俗文化財（以下「指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2～4 省略

第5章 指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第30条 教育委員会は、県の区域内に存する記念物（法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鹿児島県指定史跡、鹿児島県指定名勝又は鹿児島県指定天然記念物（以下「指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 省略

◎ 森林法（抄）

〔昭和26年6月26日
法律 第249号〕

(指定)

第25条 農林水産大臣は、次の各号（指定しようとする森林が民有林である場合にあつては、第1号から第3号まで）に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林（民有林にあつては、重要流域（2以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重

要な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。) 内に存するものに限る。) を保安林として指定することができる。ただし、海岸法第3条の規定により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第14条第1項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。

(1)～(10) 省略

(11) 名所又は旧跡の風致の保存

2～4 省略

◎ 都市公園法(抄) (昭和31年4月20日)
法律 第 7 9 号

(定義)

第2条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

(1) 都市計画施設(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。)である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第2項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地

(2) 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの

イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地(口に該当するものを除く。)

ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るために閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

2 省略

3 次の各号に掲げるものは、第1項の規定にかかわらず、都市公園に含まれないものとする。

(1) 自然公園法(昭和32年法律第161号)の規定により決定された国立公園又は国定公園に関する公園計画に基いて設けられる施設(以下「国立公園又は国定公園の施設」という。)たる公園又は緑地

(2) 自然公園法の規定により国立公園又は国定公園の区域内に指定される集団施設地区たる公園又は緑地

◎ 社会資本整備重点計画法(抄) (平成15年3月31日)
法律 第 2 0 号

(定義)

第2条 この法律において「社会資本整備重点計画」とは、社会資本整備事業に関する計画であって、第4条の規定に従い定められたものをいう。

2 この法律において「社会資本整備事業」とは、次に掲げるものをいう。

(1)～(6) 省略

(7) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園その他政令で定める公園又は緑地の新設又は改築に関する事業及び都市における緑地の保全に関する事業

◎ 社会資本整備重点計画法施行令（抄）

平成15年3月31日
政令第162号

（都市公園以外の公園又は緑地）

第2条 法第2条第2項第7号の政令で定める公園又は緑地は、次に掲げるものとする。

- (1) 国及び地方公共団体以外の者が設置する都市計画施設（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設をいう。）である公園又は緑地
- (2) 人口が5千以上であり、かつ、中心の市街地を形成している区域内の人口が千以上である町村が設置する公園又は緑地（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園に該当するものを除く。）のうち、次に掲げる要件に該当するもの
 - イ 当該町村の中心の市街地を形成している区域内に居住する者が容易に利用することができる位置に設置されること。
 - ロ 敷地面積がおおむね4ヘクタール以上であること。
 - ハ 少なくとも園路、広場、植栽及び便所が設けられるほか、都市公園法第2条第2項第2号から第9号までに掲げる施設のうち当該公園又は緑地を休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供するため必要なものが設けられること。

◎ 自然公園法（抄）

昭和32年6月1日
法律第161号

（特別地域）

第20条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域（海域を除く。）内に、特別地域を指定することができる。

2 省略

3 特別地域（特別保護地区を除く。以下この条において同じ。）内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第3号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

(1)～(6) 省略

(7) 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は廣告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

(8)～(18) 省略

4～8 省略

9 次に掲げる行為については、第3項及び前3項の規定は、適用しない。

(1) 公園事業の執行として行う行為

(2) 省略

(3) 第43条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従つて行うもの

(4) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

（普通地域）

第33条 国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域及び海域公園地区に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国立公園にあつては環境大臣に対し、国定公園にあつては都道府県知事に対し、環境省令で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。ただし、第1号、第3号、第5号及び第7号に掲げる行為で海域内において漁具の設

置その他漁業を行うために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

(1)～(2) 省略

(3) 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

(4)～(7) 省略

2～6 省略

7 次の各号に掲げる行為については、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

(1) 公園事業の執行として行う行為

(2) 認定生態系維持回復事業等として行う行為

(3) 第43条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従つて行うもの

(4) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

(5) 国立公園、国定公園若しくは海域公園地区が指定され、又はその区域が拡張された際に着手していた行為

(6) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

◎ 自然公園法施行規則（抄）

〔昭和32年10月11日
厚生省令第41号〕

（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）

第12条 法第20条第9項第4号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1)～(22)の11 省略

(23) 地表から2.5メートル以下の高さで、広告物等を建築物の壁面に掲出し、又は工作物等に表示すること。

(24) 法令の規定により、又は保安の目的で、広告物に類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告に類するものを工作物等に表示すること。

(25)～(31) 省略

◎ 県立自然公園条例（抄）

〔昭和33年4月18日
条例第27号〕

（特別地域）

第18条 知事は、自然公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域内に、特別地域を指定することができる。

2 省略

3 特別地域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第3号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

(1)～(6) 省略

(7) 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

(8)～(18) 省略

4～6 省略

7 次に掲げる行為については、前4項の規定は、適用しない。

(1) 公園事業の執行として行う行為

- (2) 認定生態系維持回復事業等（第 26 条第 1 項により行われる生態系維持回復事業及び同条第 2 項の確認又は同条第 3 項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為
- (3) 第 29 条第 1 項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第 1 号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第 2 号又は第 3 号に掲げる事項に従つて行うもの
- (4) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの
(普通地域)

第 20 条 自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。

(1)～(2) 省略

(3) 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

(4)～(6) 省略

2～6 省略

7 次に掲げる行為については、第 1 項及び第 2 項の規定は、適用しない。

- (1) 公園事業の執行として行う行為
- (2) 認定生態系維持回復事業等として行う行為
- (3) 第 29 条第 1 項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第 1 号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第 2 号又は第 3 号に掲げる事項に従つて行うもの
- (4) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの
- (5) 自然公園が指定され、又はその区域が拡張された際に着手していた行為
- (6) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

◎ 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（抄）

〔昭和 37 年 5 月 18 日
法律 第 142 号〕

（保存樹等の指定）

第 2 条 市町村長は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 5 条の規定により指定された都市計画区域内において、美観風致を維持するため必要があると認めるときは、政令で定める基準に該当する樹木又は樹木の集団を保存樹又は保存樹林として指定することができる。

2～3 省略

◎ 自然環境保全法（抄）

〔昭和 47 年 6 月 22 日
法律 第 85 号〕

第 3 章 原生自然環境保全地域

（指定）

第 14 条 環境大臣は、その区域における自然環境が人の活動によつて影響を受けることなく原生の状態を維持しており、かつ、政令で定める面積以上の面積を有する土地の区域であつて、国又は地方公共団体が所有するもの（森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項又は第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定された保安林（同条第 1 項後段又は第 2 項後段において準用する同法第 25 条第 2 項の規定により指定された保安林を除く。）の区域を除く。）のうち、当該自然環境を保全することが特に必要なものを原生自然環境保全地域として

指定することができる。

2～6 省略

第4章 自然環境保全地域

(指定)

第22条 環境大臣は、原生自然環境保全地域以外の区域で次の各号のいずれかに該当するもののうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを自然環境保全地域として指定することができる。

- (1) 高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草原の区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）でその面積が政令で定める面積以上のもの（政令で定める地域にあっては、政令で定める標高以上の標高の土地の区域に限る。）
 - (2) 優れた天然林が相当部分を占める森林の区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）でその面積が政令で定める面積以上のもの
 - (3) 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となって自然環境を形成している土地の区域でその面積が政令で定める面積以上のもの
 - (4) その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域でその面積が政令で定める面積以上のもの
 - (5) その海域内に生存する熱帶魚、さんご、海藻その他の動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海域でその面積が政令で定める面積以上のもの
 - (6) 植物の自生地、野生動物の生息地その他の政令で定める土地の区域でその区域における自然環境が前各号に掲げる区域における自然環境に相当する程度を維持しているもののうち、その面積が政令で定める面積以上のもの
- 2 自然公園法第2条第1号に規定する自然公園の区域は、自然環境保全地域の区域に含まれないものとする。

3～7 省略

◎ 鹿児島県自然環境保全条例（抄）

〔昭和48年3月30日
条例 第23号〕

第3章 県自然環境保全地域

(指定)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを県自然環境保全地域（以下「保全地域」という。）として指定することができる。

- (1) 優れた天然林が相当部分を占める森林の区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）でその面積が規則で定める面積以上のもの
 - (2) 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となって自然環境を形成している土地の区域でその面積が規則で定める面積以上のもの
 - (3) その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域でその面積が規則で定める面積以上のもの
 - (4) 植物の自生地、野生動物の生息地その他の規則で定める土地の区域でその区域における自然環境が前各号に掲げる区域における自然環境に相当する程度を維持しているもののうち、その面積が規則で定める面積以上のもの
- 2 次の各号に掲げる区域は、保全地域の区域に含まれないものとする。
- (1) 自然環境保全法（昭和47年法律第85条）第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域の区域

(2) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 2 条第 1 号に規定する自然公園の区域
3～9 省略

◎ 道 路 法 （ 抄 ） 〔昭和 27 年 6 月 10 日〕
〔法 律 第 180 号〕

（道路の占用の許可）

第 32 条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

(1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物

(2)～(6) 省略

(7) 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2～5 省略

◎ 道 路 法 施 行 令 （ 抄 ） 〔昭和 27 年 12 月 4 日〕
〔政 令 第 479 号〕

（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等）

第 7 条 法第 32 条第 1 項第 7 号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

(1) 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ

(2)～(13) 省略

◎ 道 路 交 通 法 （ 抄 ） 〔昭和 35 年 6 月 25 日〕
〔法 律 第 105 号〕

（禁止行為）

第 76 条 何人も、信号機若しくは道路標識等又はこれらに類似する工作物若しくは物件をみだりに設置してはならない。

2 何人も、信号機又は道路標識等の効用を妨げるような工作物又は物件を設置してはならない。

3 何人も、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置いてはならない。

4 省略

（道路の使用の許可）

第 77 条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下この節において「所轄警察署長」という。）の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する 2 以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けなければならない。

(1) 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人

(2) 道路上に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者

(3) 以下省略

◎ 建築基準法（抄） 昭和25年5月24日
法律 第 201 号

(看板等の防火措置)

第 64 条 防火地域内にある看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物で、建築物の屋上に設けるもの又は高さ3メートルを超えるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆わなければならない。

(工作物への準用)

第 88 条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの（以下この項において「昇降機等」という。）については、第3条、第6条（第3項、第5項及び第6項を除くものとし、第1項及び第4項は、昇降機等については第1項第1号から第3号までの建築物に係る部分、その他のものについては同項第4号の建築物に係る部分に限る。）、第6条の2（第3項を除く。）、第6条の4（第1項第1号及び第2号の建築物に係る部分に限る。）、第7条から第7条の4まで、第7条の5（第6条の4第1項第1号及び第2号の建築物に係る部分に限る。）、第8条から第11条まで、第12条第5項（第3号を除く。）及び第6項から第9項まで、第13条、第15条の2、第18条（第4項から第13項まで及び第24項を除く。）、第20条、第28条の2（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第32条、第33条、第34条第1項、第36条（避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。）、第37条、第38条、第40条、第3章の2（第68条の20第2項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。）、第86条の7第1項（第28条の2（第86条の7第1項の政令で定める基準に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第86条の7第2項（第20条に係る部分に限る。）、第86条の7第3項（第32条、第34条第1項及び第36条（昇降機に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、前条、次条並びに第90条の規定を、昇降機等については、第7条の6、第12条第1項から第4項まで、第12条の2、第12条の3及び第18条第24項の規定を準用する。この場合において、第20条第1項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。

2～4 省略

◎ 建築基準法施行令（抄） 昭和25年11月16日
政令 第 338 号

(工作物の指定)

第138条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で法第88条第1項の規定により政令で指定するものは、次に掲げるもの（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関するものその他他の法令の規定により法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定するものを除く。）とする。

(1)～(2) 省略

(3) 高さが4メートルを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの

(4) 以下省略

(広告塔又は高架水槽等)

第141条 第138条第1項に規定する工作物のうち同項第3号及び第4号に掲げる工作物に関する法第88条第1項において読み替えて準用する法第20条第1項の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

(1) 国土交通大臣が定める構造方法により鉄筋、鉄骨又は鉄筋コンクリートによつて補強した

- 場合を除き、その主要な部分を組積造及び無筋コンクリート造以外の構造とすること。
- (2) 次項から第4項までにおいて準用する規定（第7章の8の規定を除く。）に適合する構造方法を用いること。
- 2 前項に規定する工作物については、第5章の4第3節、第7章の8並びに第139条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。
- 3 第1項に規定する工作物のうち前項において準用する第139条第1項第3号又は第4号の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いるものについては、前項に規定するもののか、耐久性等関係規定（第36条、第36条の2、第39条第4項、第49条並びに第80条において準用する第72条及び第74条から第76条までの規定を除く。）を準用する。
- 4 第1項に規定する工作物のうち前項に規定するもの以外のものについては、第2項に規定するもののか、第36条の3、第37条、第38条、第39条第1項及び第2項、第40条から第42条まで、第44条、第46条第1項及び第2項、第47条、第3章第5節、第6節及び第6節の2並びに第80条の2の規定を準用する。

◎ 公職選挙法（抄）

（昭和25年4月15日）
（法律第100号）

（選挙運動の期間）

第129条 選挙運動は、各選挙につき、それぞれ第86条第1項から第3項まで若しくは第8項の規定による候補者の届出、第86条の2第1項の規定による衆議院名簿の届出、第86条の3第1項の規定による参議院名簿の届出（同条第2項において準用する第86条の2第9項の規定による届出に係る候補者については、当該届出）又は第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項若しくは第8項の規定による公職の候補者の届出のあつた日から当該選挙の期日の前日まででなければ、することができない。

（文書図画の掲示）

第143条 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第1号、第2号、第4号、第4号の2及び第5号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの）のほかは、掲示することができない。

- (1) 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類
- (2) 第141条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類
- (3) 公職の候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類
- (4) 演説会場においてその演説会の開催中使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類
- (4)の2 屋内の演説会場内においてその演説会の開催中掲示する映写等の類
- (4)の3 個人演説会告知用ポスター（衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙の場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者が使用するものに限る。）
- 2 選挙運動のために、アドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類（前項第4号の2の映写等の類を除く。）を掲示する行為は、同項の禁止行為に該当するものとみなす。

3～19 省略

（ポスター掲示場）

第144条の2 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第143条第1項第5号のポスター（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。）の掲示場を設けなければな

らない。

2~10 省略

◎ 行政代執行法（抄） 〔昭和23年5月15日
法律第43号〕

第1条 行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。

第2条 法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代つてなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

第3条 前条の規定による処分（代執行）をなすには、相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは、代執行をなすべき旨を、予め文書で戒告しなければならない。

2 義務者が、前項の戒告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは、当該行政庁は、代執行令書をもって、代執行をなすべき時期、代執行のために派遣する執行責任者の氏名及び代執行に要する費用の概算による見積額を義務者に通知する。

3 非常の場合又は危険切迫の場合において、当該行為の急速な実施について緊急の必要があり、前2項に規定する手続をとる暇がないときは、その手続を経ないで代執行をすることができる。

第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

第5条 代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもってその納付を命じなければならない。

第6条 代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

2 代執行に要した費用については、行政庁は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有する。

3 代執行に要した費用を徴収したときは、その徴収金は、事務費の所属に従い、国庫又は地方公共団体の経済の収入となる。

◎ 刑 法 （ 抄 ） 〔明治40年4月24日
法律第45号〕

（器物損壊等）

第261条 前3条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。

（親告罪）

第264条 第259条、第261条及び前条の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

◎ 軽犯罪法（抄） 〔昭和23年5月1日
法律第39号〕

第1条 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

(1)～(32) 省略

- (33) みだりに他人の家屋その他の工作物にはり札をし, 若しくは他人の看板, 禁札その他の標示物を取り除き, 又はこれらの工作物若しくは標示物を汚した者
 (34) 省略

◎ 鹿児島県事務処理の特例に関する条例（抄）

〔平成12年3月28日
条例第7号〕

（市町村が処理する事務の範囲等）

第2条 知事の権限に属する事務のうち, 別表の左欄に掲げる事務は, それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表（第2条関係）

土木部

事務	市町村
1 の 3 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）、鹿児島県屋外広告物条例（昭和39年鹿児島県条例第83号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち, 次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第7条第3項の規定による代執行及び費用の徴収 (2) 法第7条第4項の規定によるはり紙, はり札等, 広告旗又は立看板等の除却 (3) 法第8条第1項の規定による除却し, 又は除却させた広告物又は掲出物件の保管 (4) 法第8条第2項の規定による保管した広告物又は掲出物件の公示 (5) 法第8条第3項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却及び売却代金の保管 (6) 法第8条第4項の規定による保管した広告物又は掲出物件の廃棄 (7) 法第8条第5項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却代金の売却費用への充当 (8) 法第8条第6項の規定による保管した広告物又は掲出物件の除却等の措置に要した費用の所有者等への負担命令 (9) 条例第5条の規定による制限地域等における広告物の表示又は掲出物件の設置の許可 (10) 条例第6条第1項ただし書の規定による国又は地方公共団体からの届出の受理 (11) 条例第6条第4項の規定による禁止地域等における広告物の表示又は掲出物件の設置の許可 (12) 条例第8条第1項の規定による許可の条件の付加 (13) 条例第8条第3項の規定による許可の期間の更新 (14) 条例第9条の規定による変更等の許可又は許可の条件の付加 (15) 条例第13条第2項の規定による除却の届出の受理 (16) 条例第14条の規定による措置命令 (17) 条例第15条の規定による許可の取消し (18) 条例第16条の規定による除却命令 (19) 条例第17条第1項の規定による立入検査 (20) 条例第19条の規定による管理者等の届出の受理 (21) 条例第19条の14の規定による屋外広告業を営む者に対する指導, 助言及び勧告 	各市町村

◎ 鹿児島県手数料徴収条例（抄） 平成12年3月28日
条例第11号

（手数料の徴収）

第2条 県は、特定の者のためにする事務については手数料を徴収する。

2 県が手数料を徴収する事務、当該手数料の名称及びその金額は、別表第1に掲げるとおりとする。

3 手数料の金額については、別表第1の金額の欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては1件についての金額とする。

別表第1（第2条関係）

土木部

事務	手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
15の2 鹿児島県 屋外広告物条例 (昭和39年鹿児 島県条例第83 号。以下この項 において「條 例」という。) の施行に関する 事務	(1) 条例第19条の2第1項の規定に基づく屋 外広告業の登録の申請に対する審査	屋外広告業登録 申請手数料	10,000円
	(2) 条例第19条の2第3項の規定に基づく屋 外広告業の更新の登録の申請に対する審査	屋外広告業更新 登録申請手数料	10,000円
	(3) 条例第19条の10第1項の規定に基づく 講習会の開催	屋外広告物講習 手数料	2,200円

鹿児島県土木部都市計画課

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

電話 099-286-3683 (直通)